

令和 3 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 令和 3 年 9 月 9 日

閉会 令和 3 年 9 月 24 日

令和 3 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 1 号 )

令和 3 年 9 月 9 日

令和3年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和3年9月9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和3年9月9日 午前10時00分 宣告	
出席議員	1番 阪本 学      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至      理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮      総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲      税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘      健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子      事業課結崎町周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程と同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	9番 石田 三郎 議員	10番 寺澤 秀和 議員

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和3年9月9日（木）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4		町長の所信表明
第5		諸報告
	報告第5号	放棄した債権の報告について
	報告第6号	健全化判断比率の報告について
	報告第7号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第8号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第9号	定期監査報告について
第6	選任第3号	常任委員会委員の選任について
第7		特別委員会委員の選任について
	報告第10号	特別委員会委員の選任について（駅周辺整備特別委員会）
	選任第4号	特別委員会委員の選任について（工業ゾーン創出特別委員会）
第8	承認第3号	川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分について
第9	認定第1号	令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について
第10	認定第2号	令和2年度川西町水道事業会計決算について
第11	認定第3号	令和2年度川西町下水道事業会計決算について
第12	議案第44号	令和3年度川西町一般会計補正予算について
第13	議案第45号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第14	議案第46号	令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第15	議案第47号	令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について
第16	議案第48号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 17	議案第 49 号	山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
第 18	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 19	同意第 3 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長（堀 格） 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ちまして、去る7月18日の川西町議会議員補欠選挙において当選されました阪本 学議員を紹介いたします。

阪本 学議員、その場にてご起立をお願いします。

1番議員（阪本 学） おはようございます。阪本でございます。よろしくお願いたします。（拍手）

議長（堀 格） このことにより、現在の議員数は12名であります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（小澤晃広） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年川西町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かと御多用の中、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率や重症患者数は依然高水準にあり、奈良県におきましても、新規感染者数の高止まり、病床の逼迫などにより、保健所や医療関係機関の負担が深刻な状況となっており、その疲弊が懸念されるところであります。

幸いにも町内においては、重大なクラスター発生などの事態は生じておりませんが、小中学校の新学期が始まり、様々な感染リスクが増大する中で、町としては、これまで以上に感染防止対策の徹底を行うとともに、コロナワクチン接種の早期完了を目指すなど、町に課された役割と可能な対策の実行に注力してまいり所存でございます。皆様の一層の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

このような中、今第3回定例会に提案させていただきますのは、令和2年度の一般会計・特別会計決算、令和3年度一般会計補正予算など、予算・決算関係7件、条例の一部改正など2件、その他、一部事務組合の規約変更や人事案件などの諸議案であります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（堀 格） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました阪本 学議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 石田三郎議員、10番 寺澤秀和議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より24日までの16日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より24日までの16日間に決定いたしました。

日程第4、町長の所信表明を行います。

去る7月18日の川西町長選挙において当選されました小澤町長から、所信表明を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長。

町長(小澤晃広) 本日は、町長就任後初めての本会議となります。議長のお許しを得ましたので、本会議の貴重なお時間をいただくこととなりますが、町長就任の御挨拶と私の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

さて、私は、7月までの選挙戦を経て、川西町政を担わせていただくこととなりました。今回の選挙戦は、町を二分する激しいものとなりましたが、今後のまちづくりは、川西町が“ワンチーム”となり、川西での暮らしがよりよくなるように、子ども世代、孫世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町をつくっていくことができるように、私が町長として、リーダーとして、一生懸命に頑張りたいと考えております。「謙虚に、前向きに」の姿勢を大切に進んでいきたいと考えておりますので、引き続き皆様の御指導、御鞭撻をお願いできればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

まず、私の川西町と取り巻く環境の現状認識を述べさせていただきます。

川西町は、西名阪国道が近く、大阪・名古屋に直通、奈良盆地の真ん中に位置して、平らな土地も多い、良好な住宅環境・田園環境を備える住みよい町です。また、文化活動、スポーツ活動、まちづくり地域活動も活発に行われ、住民文化も豊かな町です。これは、議員の皆様をはじめ、町民の皆様、先人の方々の積み重ねてきていただいたものの結晶であります。

一方、近年、社会環境は急激に変化しております。全国一律に成長する時代は終わり、人口減少、少子化、高齢化、長寿化、デジタル化、国際化、家族の在り方や価値観の多様化、このような変化の中で、地方行政は、国に言われること、県に言われることをただやるのではなく、自ら考え、工夫し、行動して、この変化の荒波を乗り越えていくことが求められております。

そうした中で、この変化を乗り越え、ここ10年来の地方創生の掛け声

の中、未来に向けて明るい展望を抱いているまちもあります。それは、この川西町周辺でもそうです。

一方、川西、特に川西の行政は、前例主義を乗り越えられず、この変化の波に遅れてしまい、目の前にある仕事を淡々とこなす状態となってしまう部分があるのではないのでしょうか。前例主義は、行政の性格上、立場上、どうしてもそうなるものとは私は認識しています。しかし、その前例主義を乗り越え、創意工夫を引き出していくことができるかどうかは、首長の意志とリーダーシップ次第であり、首長の責任であると私は考えております。

私は、時代の変化に乗り、生かすことができる町をつくっていくべく、私自身が時代の変化をしっかりと捉え、ビジョンを示し、しっかりと意志を持って川西町を行政から変革していきたいと考えております。

川西町が社会の変化を自らのチャンスとし、未来を創造していくに向けて、私が掲げるプラン4つの柱は、「シニアの生活支援強化」「子育て、教育の支援強化」「人と企業が集まるまちづくりの推進」「行政改革の推進」です。これらの柱について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、「シニアの生活支援強化」についてです。

これまで、超高齢化に対応し、介護保険制度や施設の整備等が進められてまいりました。その一方、長寿化によってお元気で健康なシニアの方々も多く、そのような期間も長い時代となっております。私は、そのようなまだまだお元気なシニアの皆様、川西をわくわく楽しみながら暮らし続けたいと思っただけ、そのようなまちづくりを進めたいと思っております。

次に、「子育て、教育の支援強化」についてです。

今、共働き夫婦が急激に増えております。そのような御夫婦に川西に住んでいただくためには、働くことと子育てをすることの両立がしやすい環境を整える必要があります。そのために、学童保育の充実が不可欠です。体制と内容の充実を図ることで、子育て世代に評価される環境をつくってまいります。

また、子育て世代がもちろん関心の強い教育に関しては、学力のみならず、変化の激しい時代に必要とされる“生きる力”をつけることができる教育づくりを目指したいと考えております。

次に、「人と企業が集まるまちづくりの推進」についてです。

川西町は、商業店舗が徐々に減ってきており、町内外から見て、訪れるまちとしての魅力が失われてきてしまいました。しかし、これから、大和中央道、京奈和自動車道の一般道の整備がまさに進もうとしております。また、大和平野中央プロジェクトを県が掲げ、磯城郡に対する関心が高まっている状況もございます。この機会を逃さぬように生かし、町内から見て便利な、そして、町外から見て訪れたいと思う、また、企業も参画したいと思う、そのような魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。



最後に、「行政改革の推進強化」についてです。

これについては、先ほど述べましたとおり、前例主義に負けることなく、首長であります私が時代の変化をしっかりと捉え、方針を示し、意志を持って進めてまいります。その方針としましては、住民の皆様の利便性、町内の生産性を上げるために、デジタル活用の推進、働く世代の減少の中、誇りを持って人材が生き生きと働く採用と職場環境づくり、川西町の存在を発信し、シビックプライドを醸成できる広報づくり、これらを進めることにより、川西町の暮らしの充実、未来づくりのために、しなやかで力強い行政づくりに取り組んでまいります。

以上、今後の町政運営に対する所信を述べさせていただきましたが、これは一朝一夕に成し遂げられるものではありません。また、私一人の小さな力でできるものでもございません。町民の皆様並びに議員の皆様、役場の職員の皆様、そのほか川西に関心を寄せていただける皆様の御理解、御支援、御協力をいただき、初めて進めていくことができることです。皆様のお力添えを賜り、力強く、川西町のよりよい暮らしづくり、誇りを持って引き継いでいくことができる未来づくりに取り組んでいくことができますよう、まず私が、謙虚に前向きに学び、知恵を絞り、汗をかいてまいります。

重ねてのお願いとなりますが、皆様の御理解、御協力、御指導、御鞭撻をいただきたく、何とぞ、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、町長就任に当たりましての私の所信の表明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議 長（堀 格） 川西町発展のために最大限の御尽力をお願いいたします。

それでは、次に、日程第5、諸報告に入ります。

報告第5号、放棄した債権の報告についてを、川西町債権管理条例第11条第2項の規定により、町長に報告を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 御報告します。

報告第5号、放棄した債権の報告についてであります。これは、水道料金及び町営住宅使用料の滞納者の債権について、破産法の規定に基づく免責許可の決定が確定したことから、川西町債権管理条例第11条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2条の規定により報告するものでございます。

債権放棄の件数は3件、額は360万230円であります。

報告は以上です。

議 長（堀 格） 町長の説明が終わりました。

本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、報告第6号、健全化判断比率の報告について、報告第7号、川西町資金不足比率の報告について及び報告第8号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告については、お手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお

願いたします。

次に、報告第9号、定期監査報告につきましては、令和3年6月から令和3年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和3年6月から令和3年8月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

伊藤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和3年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和3年9月9日

監査委員 西田亜希子

議長（堀 格） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

日程第6、選任第3号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、今回新たに当選されました阪本 学議員の常任委員会委員の選任を行うものであります。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、阪本 学議員を厚生文教委員会委員に指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました阪本 学議員を厚生文教委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、任期は、本日より令和5年4月29日までとなります。

日程第7、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましても、阪本 学議員の特別委員会委員の選任を行うものであります。

まず、報告第10号、特別委員会委員の選任についてであります。

議長報告といたしまして、去る8月25日に駅周辺整備特別委員会が開催されましたので、委員会条例第7条第4項ただし書により、議長において、阪本 学議員を駅周辺整備特別委員会委員に選任したことを御報告申し上げます。

次に、選任第4号、特別委員会委員の選任についてであります。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長において、阪本 学議員を工業ゾーン創出特別委員会委員に指名したいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました阪本 学議員を工業ゾーン創出特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、駅周辺整備特別委員会委員及び工業ゾーン創出特別委員会委員の任期は、令和5年4月29日までとしております。

日程第8、承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてより、日程第19、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略することに決定いたしました。

日程第8、承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長(小澤晃広) 御説明いたします。

承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてであります。これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されることから、関係する3条例の改正を行うものでありまして、この改正施行日が9月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

説明は以上であります。

議長(堀 格) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明がありました承認第3号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

日程第9、認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について

てを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） 認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。これは、令和2年度川西町一般会計のほか公営企業会計を除く4つの特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

まず、町財政の大宗を占める一般会計でございます。

令和2年度川西町歳入歳出決算書の2ページを御覧ください。

歳入総額72億3,665万6,430円に対し、歳出総額69億2,694万4,498円となり、歳入歳出の差引額は3億971万1,932円であり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源5,358万6,000円を控除した実質収支の額は、2億5,612万5,932円となったところです。

以下、一般会計決算及び特別会計決算の詳細につきましては、会計管理者から御説明いたします。

議長（堀 格） 会計管理者。

会計管理者（岡田充浩） それでは、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について、まず、一般会計の歳入についてより説明いたします。

決算書の3ページをお願いいたします。第1款町税、予算現額11億256万円に対しまして、収入済額は11億739万5,853円であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,718万円に対しまして、収入済額は2,593万4,000円であります。

第3款利子割交付金、予算現額160万円に対しまして、収入済額は155万9,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額760万円に対しまして、収入済額は808万6,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額770万円に対しまして、収入済額は886万1,000円あります。

第6款法人事業税交付金、予算現額750万円に対しまして、収入済額は1,253万8,000円あります。

第7款地方消費税交付金、予算現額1億8,340万円に対しまして、収入済額は1億6,518万5,000円あります。

第8款環境性能割交付金、予算現額215万7,000円に対しまして、収入済額は267万8,000円あります。

第9款地方特例交付金、予算現額849万6,000円に対しまして、収入済額は990万3,000円あります。

第10款地方交付税、予算現額14億6,983万5,000円に対しまして、収入済額は15億4,566万8,000円あります。

第11款交通安全対策特別交付金、予算現額61万4,000円に対しまし

て、収入済額は72万円であります。

第12款分担金及び負担金、予算現額4,868万7,000円に対しまして、収入済額は1,973万9,153円であります。

5ページに移っていただきまして、第13款使用料及び手数料、予算現額6,424万円に対しまして、収入済額は5,962万774円あります。

第14款国庫支出金、予算現額17億4,961万1,000円に対しまして、収入済額は16億3,301万2,381円あります。

第15款県支出金、予算現額2億9,964万4,000円に対しまして、収入済額は2億8,414万4,972円あります。

第16款財産収入、予算現額1,076万5,000円に対しまして、収入済額は1,119万5,207円あります。

第17款寄附金、予算現額3,310万円に対しまして、収入済額は2,518万6,012円あります。

ページをめくっていただきまして、第18款繰入金、予算現額8億9,051万7,000円に対しまして、収入済額は8億8,945万9,000円あります。

第19款繰越金、予算現額4億9,236万2,000円に対しまして、収入済額は4億9,236万2,650円あります。

第20款諸収入、予算現額4億3,924万9,000円に対しまして、収入済額は4億4,113万9,428円あります。

第21款町債、予算現額9億2,108万4,000円に対しまして、収入済額は4億9,226万9,000円あります。

以上、歳入合計は、予算現額77億6,790万1,000円に対しまして、調定額73億5,467万8,497円、収入済額72億3,665万6,430円で、不納欠損額は394万8,340円、収入未済額は1億1,407万3,727円あります。

次に、歳出について各款ごとに説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款議会費、予算現額7,858万2,000円に対しまして、支出済額は7,761万6,436円あります。

第2款総務費、予算現額23億1,950万9,000円に対しまして、支出済額は21億3,085万3,473円で、翌年度繰越額は1億3,970万円あります。

第3款民生費、予算現額13億5,118万7,000円に対しまして、支出済額は12億7,454万5,652円あります。

第4款衛生費、予算現額3億5,441万6,000円に対しまして、支出済額は2億8,042万5,634円で、翌年度繰越額は4,845万8,000円あります。

ページをめくっていただきまして、第5款農商工業費、予算現額7億3,943万9,000円に対しまして、支出済額は7億3,644万8,414円で

あります。

第6款土木費、予算現額10億6,951万5,000円に対しまして、支出済額は6億7,817万2,581円で、翌年度繰越額は3億5,161万円であります。

第7款消防費、予算現額1億9,208万2,000円に対しまして、支出済額は1億8,579万1,903円であります。

第8款教育費、予算現額6億8,339万5,000円に対しまして、支出済額は5億9,816万3,159円で、翌年度繰越額は121万円であります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額6億6,765万7,000円に対しまして、支出済額は6億6,691万4,055円であります。

第10款諸支出金、予算現額2億9,875万9,000円に対しまして、支出済額は2億9,801万3,191円であります。

第11款予備費、予算現額1,336万円、支出済額は0円でありますが、民生費に64万円、消防費に100万円を充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額77億6,790万1,000円に対しまして、支出済額は69億2,694万4,498円であり、歳入歳出差引残額3億971万1,932円を令和3年度へ繰越しをしております。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

118ページをお願いいたします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減があった物件のみ報告させていただきます。

1.公有財産、(1)土地及び建物では、土地といたしまして、島の山史跡公園で185平方メートルの増、建物といたしましては、集会所で141平方メートルの減となっております。次のページ、(2)有価証券につきましては、増減はございませんでした。(3)出資による権利につきましても、増減はございませんでした。

ページをめくっていただきまして、2.物品につきましては、パーソナルコンピュータ24台、カラープリンタ1台、液晶テレビ1台、発電機6台が増となり、モノクロプリンタ1台が減となりました。

次のページ、3.基金につきましては、各基金の上段に3月31日現在の額を、下段に出納整理期間中の増減を含めた額を表示しております。ここでは、上段の3月31日現在での各基金の増減の内訳について説明いたします。1円単位で申し上げます。財政調整基金、利息72万3,030円の増、減債基金積立て1,208万6,000円及び利息166万6,322円の計1,375万2,322円の増、地域福祉基金、利息20万2,405円の増、土地開発基金、利息7万1,377円の増、地域づくり振興基金、利息17万1,436円の増、国保財政調整基金、利息7万1,896円の増、自治振興基金、取崩し215万円の減、利息9万7,330円の増、差引205万2,670

円の減、介護給付費準備基金、取崩し643万9,566円の減、利息2万6,272円の増、差引641万3,294円の減、環境整備基金、取崩し1,965万7,000円の減、利息10万8,593円の増、差引1,954万8,407円の減、川西町ふるさと応援基金、取崩し102万8,000円の減、積立て424万3,000円及び利息1万5,432円の増、差引323万432円の増、川西町まちづくり基金、取崩し7億円の減、積立て5,836万9,000円及び利息11万1,518円の増、差引6億4,151万9,482円の減、森林環境譲与税基金、積立て68万円の増でした。

以上で、財産に関する調書の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

123ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入総額は9億8,815万5,563円、歳出総額は9億6,607万256円で、歳入歳出差引額2,208万5,307円が実質収支であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の124ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税、予算現額1億6,483万4,000円に対しまして、収入済額は1億7,315万5,434円であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は4万8,150円であります。

第3款国庫支出金、予算現額970万3,000円に対しまして、収入済額は658万7,000円であります。

第4款県支出金、予算現額7億4,700万2,000円に対しまして、収入済額は6億9,343万2,620円であります。

第5款連合会負担支出金、予算現額39万7,000円に対しまして、収入済額は38万4,535円であります。

第6款財産収入、予算現額7万2,000円に対しまして、収入済額は7万1,896円であります。

第7款繰入金、予算現額9,024万円に対しまして、収入済額は8,717万6,611円であります。

ページをめくっていただきまして、第8款繰越金、予算現額2,008万2,000円に対しまして、収入済額は2,140万2,953円あります。

第9款諸収入、予算現額29万1,000円に対しまして、収入済額は589万6,364円あります。

以上、歳入合計は、予算現額10億3,266万1,000円に対しまして、調定額9億9,647万8,664円、収入済額9億8,815万5,563円で、不納欠損額は85万3,320円、収入未済額は746万9,781円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

126ページをお願いいたします。第1款総務費、予算現額3,891万7,000円に対しまして、支出済額は3,416万5,567円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億4,321万8,000円に対しまして、支出済額は6億9,426万121円であります。

第3款国民健康保険事業費納付金、予算現額2億3,289万1,000円に対しまして、支出済額は2億3,239万9,383円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款共同事業拠出金、予算現額1,000円に対しまして、支出済額90円であります。

第5款保健事業費、予算現額698万5,000円に対しまして、支出済額は471万3,949円であります。

第6款基金積立金、予算現額7万2,000円に対しまして、支出済額は7万1,896円であります。

第7款諸支出金、予算現額85万6,000円に対しまして、支出済額は45万9,250円であります。

第8款予備費、予算現額972万1,000円となっておりますが、当初予算額1,000万円のうち、国民健康保険事業費納付金に27万9,000円を充用しております。支出済額は予算額の充用のため0円であります。

以上、歳出合計は、予算現額10億3,266万1,000円に対しまして、支出済額は9億6,607万256円であり、歳入歳出差引残額2,208万5,307円を令和3年度へ繰越しいたしました。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

150ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億6,423万5,295円、歳出総額は1億6,388万5,795円で、歳入歳出差引額34万9,500円が実質収支であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

151ページをお願いいたします。第1款後期高齢者医療保険料、予算現額1億2,068万7,000円に対しまして、収入済額は1億2,071万6,700円であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万6,000円に対しまして、収入済額は4,100円であります。

第3款繰入金、予算現額4,139万1,000円に対しまして、収入済額は4,004万2,790円であります。

第4款繰越金、予算現額20万円に対しまして、収入済額は15万470円であります。

第5款諸収入、予算現額378万9,000円に対しまして、収入済額は290万7,235円であります。

第6款国庫支出金、予算現額41万4,000円に対しまして、収入済額は



41万4,000円であります。

152ページをお願いいたします。

以上、歳入合計は、予算現額1億6,649万7,000円に対しまして、調定額1億6,423万5,295円、収入済額も同額の1億6,423万5,295円で、不能欠損額及び収入未済額は0円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

153ページをお願いいたします。第1款総務費、予算現額943万1,000円に対しまして、支出済額は851万9,544円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億5,288万9,000円に対しまして、支出済額は1億5,285万8,965円であります。

第3款保健事業費、予算現額357万2,000円に対しまして、支出済額は246万3,486円であります。

第4款諸支出金、予算現額10万5,000円に対しまして、支出済額は4万3,800円であります。

第5款予備費、予算現額50万円で、予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億6,649万7,000円に対しまして、支出済額は1億6,388万5,795円であり、歳入歳出差引残額34万9,500円を令和3年度へ繰越しいたしました。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

162ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は8億8,099万6,340円、歳出総額は8億7,663万6,861円で、歳入歳出差引額435万9,479円が実質収支であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の163ページをお願いいたします。第1款保険料、予算現額1億6,550万5,000円に対しまして、収入済額は1億6,839万1,500円あります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は8,400円あります。

第4款国庫支出金、予算現額2億1,570万6,000円に対しまして、収入済額は1億9,331万3,290円あります。

第5款支払基金交付金、予算現額2億4,950万9,000円に対しまして、収入済額は2億1,404万9,000円あります。

第6款県支出金、予算現額1億3,957万6,000円に対しまして、収入済額は1億2,443万2,989円あります。

ページをめくっていただきまして、第7款財産収入、予算現額2万6,000

0円に対しまして、収入済額は2万6,272円であります。

第8款繰入金、予算現額2億2,536万4,000円に対しまして、収入済額は1億6,981万4,293円であります。

第9款繰越金、予算現額1,082万9,000円に対しまして、収入済額は1,082万8,176円であります。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は13万2,420円あります。

以上、歳入合計は、予算現額10億653万円に対しまして、調定額8億8,099万6,340円、収入済額8億8,099万6,340円で、不能欠損額及び収入未済額は0円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

次の165ページをお願いいたします。第1款総務費、予算現額5,167万5,000円に対しまして、支出済額は4,738万5,291円あります。

第2款保険給付費、予算現額8億8,398万6,000円に対しまして、支出済額は7億6,696万9,698円あります。

第3款地域支援事業費、予算現額5,979万円に対しまして、支出済額は5,141万5,425円あります。

ページをめくっていただきまして、第4款基金積立金、予算現額2万7,000円に対しまして、支出済額は2万6,272円あります。

第5款諸支出金、予算現額1,095万3,000円に対しまして、支出済額は1,084万175円あります。

第6款予備費、予算現額9万9,000円で、他の科目への充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額10億653万円に対しまして、支出済額は8億7,663万6,861円であり、歳入歳出差引残額435万9,479円を令和3年度へ繰越しいたしました。

以上で、介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

192ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は294万3,623円、歳出総額は806万5,980円で、歳入歳出差引歳入不足額512万2,357円が実質収支であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の193ページをお願いいたします。第1款県支出金、予算現額17万1,000円に対しまして、収入済額は17万1,000円あります。

第2款諸収入、予算現額923万4,000円に対しまして、収入済額は277万2,623円あります。

以上、歳入合計は、予算現額940万5,000円に対しまして、調定額9,

626万9,469円、収入済額294万3,623円で、不能欠損額0円、収入未済額は9,332万5,846円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

194ページをお願いいたします。第1款土木費、予算現額161万1,000円に対しまして、支出済額は27万2,188円であります。

第2款公債費、予算現額58万5,000円に対しまして、支出済額は58万5,000円であります。

第3款前年度繰上充用金、予算現額720万9,000円に対しまして、支出済額は720万8,792円あります。

以上、歳出合計は、予算現額940万5,000円に対しまして、支出済額は806万5,980円あります。歳入歳出差引歳入不足額512万2,357円は、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入金の繰上充用により全額補填しております。

以上で、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

以上、簡単ではございますが、令和2年度川西町一般会計及び特別会計の決算について説明を申し上げましたが、細部につきましては、各会計の決算事項別明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀 格） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和2年度川西町一般会計及び特別会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月21日に、伊藤監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、岡田会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和3年9月9日

監査委員 西田亜希子

議長（堀 格） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算についてをそれぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、本件は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

日程第10、認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） 御説明いたします。

認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてであります。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和2年度の経営状況であります。決算書4ページから5ページに記載しますとおり、令和2年度の水道事業収入は、消費税、地方消費税抜きで1億9,961万1,115円、これに対する水道事業費用は1億7,680万8,288円で、この収支差引当年度純利益は、13ページの損益計算書の下段に記載しておりますとおり、2,280万2,827円となり、これに前年度からの繰越利益剰余金を加味した当年度未処分利益剰余金は4,430万6,948円となったところです。

資本的収支、その他決算の詳細については、事業担当理事から御説明いたします。

議 長（堀 格） 事業担当理事。

理 事（山口尚亮） 認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

給水人口は8,427人となり、前年度より91人の減となりました。

年間総配水量は94万7,221立米で、前年度より4,530立米の減となりました。

また、有収率につきましては91.19%で、前年度より1.4ポイントの増となっております。引き続き積極的に漏水防止対策に取り組み、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

11ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支状況でございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益の予算額2億2,144万5,000円に対しまして、決算額は2億1,666万5,337円の収入でございます。

次に支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億6万6,000円に対しまして、決算額は1億9,222万6,572円の支出となり、税抜きでの損益は2,280万2,827円の純利益となりました。

次に、12ページをお願いいたします。主に建設改良費及び企業債に關す

る会計であります資本的収入及び支出会計の決算概要についてでございますが、収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額2,090万9,000円に対しまして、決算額は1,592万8,100円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出の予算額合計8,530万8,000円に対し、決算額は7,252万2,794円となっております。

したがいまして、収入額は支出済額に対しまして5,659万4,694円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保資金5,475万8,802円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183万5,892円で補填いたしております。

以上、令和2年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議 長（堀 格） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和2年度川西町水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月21日に、伊藤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和3年9月9日

監査委員 西田亜希子

議 長（堀 格） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてを総務建設経済委員会へ付託したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。

日程第11、認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 御説明いたします。

認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてであります。これも、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和2年度の経営状況であります。決算書4ページから5ページに記載のとおり、令和2年度の下水道事業収入は、消費税、地方消費税抜きで2億3,194万5,522円、これに対する下水道事業費用は2億2,686万1,329円で、この収支差引当年度純利益は、11ページの損益計算書の下段に記載しておりますとおり、508万4,193円となり、これに前年度からの繰越欠損金を加味した当年度未処分繰越欠損金は、7億7,916万8,959円となったところです。

資本的収支、その他の決算の詳細については、事業担当理事から御説明いたします。

議 長（堀 格） 事業担当理事。  
理 事（山口尚亮） 認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

下水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

処理区域内人口は8,402人となり、前年度より90人の減となりました。普及率は前年度と変わらず99.7%で、水洗化率は97.4%となり、0.4ポイントの増となっております。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

9ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支でございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益の予算額2億6,437万円に対しまして、決算額は2億4,116万4,869円の収入でございます。

次に、支出といたしましては、第1款下水道事業費用の予算額合計2億6,433万2,000円に対しまして、決算額は2億3,923万2,320円の支出となり、損益は508万4,193円の純利益となりました。

次に、10ページをお願いいたします。主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算状況についてでございます。

収入といたしまして、第1款資本的収入の予算額2億4,575万7,000円に対しまして、決算額は9,017万386円の収入でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出の予算額合計2億4,575万7,000円に対しまして、決算額は9,017万386円となっております。

なお、国土交通省関係第3次補正予算に伴い計上いたしましたストックマネジメント計画に係る下水道人孔蓋改築工事予算1億5,255万3,000円は、翌年度に繰越しさせていただいております。

以上、令和2年度川西町下水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（堀 格） 説明が終わりました。

この決算案につきまして、過日、会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和2年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月21日に、伊藤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和3年9月9日

監査委員 西田亜希子

議長（堀 格） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてを総務建設経済委員会へ付託したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第12、議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第17、議案第49号、山辺県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの議案6件を一括議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第49号までを一括議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） それでは、議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。

今回上程いたします補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策の諸経費をはじめ、老朽化した機器・設備等の緊急の更新・改修経費、町内の農地

利用の現況と将来の意向把握のための調査経費、川西幼稚園の園務 I C T 化に向けた経費、その他所要額を計上しておりまして、歳入歳出それぞれに 6,471 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 48 億 3,920 万 3,000 円とするとともに、債務負担行為で土地開発公社の借入金に対する債務保証 5 億円を追加計上する一方で、地方債において、臨時財政対策債の発行可能額の減少に伴い、地方債全体の発行限度額を 3,087 万 2,000 円減額し、その総額を 3 億 9,277 万 8,000 円とするものです。

まず、歳出予算の主な内容であります。

予算書 8 ページを御覧ください。第 1 款議会費ですが、庁舎建設時設置され、老朽化が著しい議場のマイク設備は、突然の使用不能が危惧されており、かつ、交換部品が廃盤で修理不能であることから、デジタル化による機能強化を含め、更新整備するものでありまして、4,400 万円を計上いたしております。

また、第 3 款民生費では、ぬくもりの郷の非常放送設備に不具合があり、これも設置から 21 年が経過し、修理不能であることから、火災・災害発生時の正常作動を確保するための更新工事を行うもので、228 万 8,000 円を計上しています。

さらに、9 ページの第 4 款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保のため、看護師の謝金や医師等委託料等の追加経費として 692 万 7,000 円を、10 ページ、第 5 款農商工業費では、高齢化、後継者不足が懸念される農業者に対しまして、農地利用の意向確認を行う農地利用意向調査費や農業用井戸ポンプ改修に係る農業基盤整備等補助金の追加経費として 290 万円を、また、第 8 款教育費では、川西幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策に係る消耗品費や抗菌コーティング処理委託料のほか、園務の I C T 化推進のための情報機器購入費やシステム導入費用として 275 万 2,000 円を追加計上するなど、所要の各般経費を計上しているところです。

一方、これに対する歳入予算ですが、6 ページから 7 ページにかけて記載のとおり、関連する国庫支出金、県支出金を補正計上するとともに、繰入金、繰越金、町債についてそれぞれ所要の増額・減額の補正を行っております。

すなわち、第 14 款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など 2,680 万 4,000 円を増額するとともに、第 19 款繰越金では、前年度繰越金として 1 億 5,550 万 6,000 円を増額する一方、第 18 款繰入金では、基金繰入金を 8,772 万 5,000 円、第 21 款町債では、臨時財政対策債 3,087 万 2,000 円をそれぞれ減額する補正措置を講じたところです。

議案第 44 号、令和 3 年度川西町一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

次に、議案第 45 号、令和 3 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予



算について御説明いたします。

これは、要支援認定者等の計画作成費の国保連合会への負担金の支払い、支払基金の過年度交付分に係る介護給付費準備基金への積み戻し、国・県・支払基金等の前年度決算処理に係る返還金などの補正でありまして、歳入歳出それぞれに1,086万9,000円を追加し、予算の総額を9億3,634万9,000円とするものであります。

次に、議案第46号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてであります。これは、地域包括支援センターの直営化に伴い、国保連合会の支払い方法が変更になり、介護保険事業勘定特別会計への繰出しが必要になったことから補正措置を行うもので、歳入歳出それぞれに465万5,000円を追加し、予算総額を971万6,000円とするものであります。

次に、議案第47号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について御説明いたします。

これは、流域下水道建設負担金の増、並びに下水道人孔蓋改築工事実施に伴う企業債及び流域下水道建設負担金に係る企業債の増に係る補正でありまして、資本的収入及び歳出の予定額について、資本的収入を7,730万円追加し、1億5,694万9,000円とする一方、資本的支出では130万2,000円を追加し、8,095万1,000円とすることとし、企業債について発行限度額を8,430万円に補正するものであります。

以上が、補正をお願いする予算関係議案についての説明であります。

続きまして、条例その他の案件に関する議案について御説明いたします。

まず、議案第48号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、厚生労働省令に定められた参酌すべき基準が改正されたことに伴う改正でありまして、家庭的保育事業者等が書面で行うことが規定されている記録に関し、書面に代えて新たに電磁的記録により行うこともできるとする内容の一部変更でございます。

次に、議案第49号、山辺県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてであります。

これは、同組合の規約の変更に当たり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありまして、現行規約では、組合議員の任期が1年とされているものを、関係市町村の議会の議員の任期に変更するものであります。

以上が、議案第44号から議案第49号までの私からの説明でございます。

何とぞ慎重に御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀 格） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第44号から議案第49号は、それぞれ所

管の常任委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第49号は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

日程第18、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) 御説明いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員 井村高子氏の任期満了に当たり、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、令和4年1月1日から3年間となっております。

説明は以上であります。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長(堀 格) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号につきましては、異議がないと答申したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(堀 格) 異議なしと認めます。よって、異議がないと答申することに決定いたしました。

日程第19、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) 御説明いたします。

同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の樋口真由美氏の任期満了に伴い、後任として、新たに、川西町大字下永688番地の1の浅川みき氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、浅川氏は、現委員の樋口氏と同様に、同条第5項に規定する保護者である委員として任命するものでありまして、任期は、令和3年10月1日から4年間であります。

説明は以上でございます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号について、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、同意第3号は、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

川西町教育委員会委員に浅川みき様を任命することに同意の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成全員であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま御同意いただきました川西町教育委員会委員の浅川みき様にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

浅川様、どうぞお入りください。

（浅川みき君 入場）

教育委員会委員（浅川美紀） ただいま川西町教育委員に御同意をいただきました、浅川みきと申します。

川西町の教育に携わる機会を頂戴いたしましたこと、大変光栄に思っております。そして、その重責に身の引き締まる思いでございます。

川西幼稚園、川西小学校、式下中学校に子どもを通わせている保護者として、子どもたちや保護者、地域住民の皆様方の声に耳を傾けながら、町の教育目標「夢と希望にあふれ、生き生きした子どもの育成」に向けて一生懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

微力ではございますが、川西町の教育の充実発展に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様方の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

議 長（堀 格） ありがとうございました。どうぞ御尽力のほど、お願いいたします。

（浅川みき君 退場）

議 長（堀 格） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。

議案調査、委員会審査のため等によりまして、9月11日から9月23日までの13日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、9月11日から9月23日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、明日9月10日午前9時より一般質問及び総括質疑のため会議を開きます。

また、本日、各常任委員会に付託されました承認案、認定案及び各議案は、9月24日の本会議において、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。どうもありがとうございました。

（午前11時38分 散会）

令和 3 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

令和 3 年 9 月 1 0 日

令和3年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和3年9月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和3年9月10日 午前9時00分 宣告	
出席議員	1番 阪本 学      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至      理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮      総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲      税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘      健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子      事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程と同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	9番 石田 三郎 議員	10番 寺澤 秀和 議員

## 川西町議会第3回定例会(議事日程)

令和3年9月10日(金)午前9時00分再開  
件 名

日程	議案番号	件 名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長(堀 格) 皆さん、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申合せ事項につきまして事務局長より説明させます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) 説明いたします。

一般質問の制限時間は、申合せにより20分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問回数については制限はありません。

以上です。

議長(堀 格) 日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

最初に、2番 弓仲利博議員。

2番議員(弓仲利博) 皆さん、おはようございます。2番 弓仲でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、小澤新町長の町政運営の基本的な考え方について。

これからの川西町をどのようにしていきたいのか、また、優先順位として、まずどんなことから取り組んでいくのか、具体的にお聞かせください。

続きまして、近鉄結崎駅前にコンビニの誘致について。

通勤・通学の人たちやその家族から、駅にコンビニなどがあれば、飲み物、食べ物、忘れ物や新聞を買ったりととても便利なので、何とかしてほしいと、結構多くの方から要望が届いています。現在の結崎駅は、ただ毎日毎日素通りするだけのものでしかなく、待ち合わせをしたり、友達と立ち話をしたり、休憩をしたり、少し立ち寄り買物をしたり、本を読んだり、仕事帰りに足りないものを買って帰ったりと、憩いの場、ちょっと足を止めて我に返る場所が欲しい。また、駅前工事・公園が完成して子どもやお年寄りが集うようになれば、飲み物やお菓子販売のお店屋さんの必要性も高まると思います。

もし地域エリア的に採算が合わない見込みなのであれば、町が幾らかの補助金などで補填をすとか、何らかの対策を立てて、駅前開発が完結してしまうまでに検討をして、何とか実現できないものでしょうか。御意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長(堀 格) 町長。

町長(小澤晃広) 皆様、おはようございます。本日、初めての一般質問となりますが、一生懸命努めていきたいと思っております。よろしくお願いた



します。

それでは、弓仲議員から御質問いただきました町政運営の基本的な考え方について、一部、昨日所信表明でお伝えさせていただきましたものと重複する部分もあるかと思えますけれども、改めて御説明申し上げます。

さて、私がまず町政運営において大切にしたいと思っておりますのは、川西町の行政・役場の本来の存在意義、目的である「川西町での暮らしをよりよくする」、これをしっかりと目指していくということです。

そして、もう一つは、「未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町をつくっていく」、これです。今存在する川西町は、先人の皆様の輝かしい功績によってつくられてきたものであり、私たちも、今の私たちがよいだけではなく、未来世代にも自信を持って引き継いでいくことができる町をつくっていかなければなりません。

しかし、実は、人口減少・少子高齢化の時代において、これは簡単なことではありません。実際に、2014年、日本創生会議が発表された資料の中では、川西町は消滅可能性都市に指名されてしまっております。私は、ふるさと川西が消滅してしまうこと、誇りを持って未来世代に引き継いでいけない状態になってしまうことは、悲しいですし、悔しい、絶対に回避したいと思っております。そんなことにならないためにも、私は、川西町をサステナブルな町、すなわち持続可能な町にしていくべく、ビジョンを掲げ、ハード面、ソフト面の両面でまちづくりを進めていきたいと考えております。

川西町をより暮らしやすい町、そして、未来に誇りを持って引き継いでいくことができるサステナブルな町にしていくに向けて私が掲げるプランは、「シニアの生活支援強化」「子育て、教育の支援強化」「人と企業が集まるまちづくりの推進」「行政改革の推進」、この4つを柱として置いておるのでございます。

それぞれにつきまして、重点項目をお伝えさせていただきたいと思っております。まず、「シニアの生活支援強化」についてです。

これまで、超高齢化に対応し、介護保険制度等の整備が進められてまいりました。一方、長寿化によってお元気で健康なシニアの方々も多く、そのような期間も長い時代となっております。私は、そのようなシニアの皆様に川西で暮らし続けたいと思っていただけるまちづくりを進めたいと思っております。そのためには、お元気なシニアの皆様に、ここ川西で、文化活動、スポーツ活動、まちづくり地域活動を楽しんでいただける、そして、充実した日々の中でお互いに楽しみ、支え合える関係づくりができる、そんなまちとすべく、活動していただきやすいバリアフリーの環境や使いやすいトイレの整備、活動の御支援を強化して進めてまいりたいと考えております。また、自らの意思で移動することを支援するために、地域交通の見直しも進めてまいります。

次に、「子育て、教育の支援強化」についてです。

今、共働き夫婦が急激に増えている社会変化がございます。そのような御夫婦に川西に住んでいただくためには、働くことと子育ての両立がしやすい環境を整える必要があります。そのために不可欠なのが、学童保育の充実です。川西の学童保育は、児童数はどんどん増えていっているのにもかかわらず、施設や体制の強化が追いついていない状況がございます。共働き化の変化に合わせて学童保育の施設整備を行い、さらには、体制と内容の充実を図ることで、子育て世代に評価される環境づくりを行ってまいります。

また、子育て世代が関心の高い教育に関しましては、学力のみならず、変化の激しい時代に必要とされる“生きる力”をつけていくことができる教育づくりを目指したいと考えております。そのためにも、多様な価値観に触れることができる、自らの力でチャレンジする機会を得られる、そして、新しいICT技術の活用を楽しめる教育環境づくりに取り組んでまいります。そのためにも、教師以外の皆様の教育への参加機会を増やしていきたいと、住民の皆様にもお力添えをいただければと考えております。

次に、「人と企業が集まるまちづくりの推進」についてです。

川西町は、商業店舗が徐々に減ってきており、町内外から見て、訪れるまちとしての魅力を失ってきてしまっております。しかし、これから大和中央道、京奈和自動車道一般部の整備がまさに進もうとしている状況がございます。また、大和平野中央プロジェクトを県が掲げ、磯城郡に対する関心が高まっている状況もございます。この機会を逃さぬように生かし、町内から見て便利な、そして町外から見ても訪れたいと思う魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

そのために、町内からも町外からもアクセスしやすいように、商業施設、医療福祉施設、公共施設などを集め、町内外から訪れたいと思う魅力ゾーンづくりをビジョンとしてまちづくりをしていくことにチャレンジしていきます。これは、短い期間で達成できることではありませんので、早期にビジョンを描き、様々なチャンスをつかえ、進められるように、早期に準備を進めていかなければならないことと考えております。

最後に、「行政改革の推進強化」についてです。

これについては、前例主義に負けることなく、首長であります私が時代の変化をつかえ、方針を示し、意志を持って進めてまいります。その方針としましては、住民の皆様の利便性、庁内の生産性を上げるために「デジタル活用の推進」、働く世代の減少の中、誇りを持って職員が生き生き働く「採用と職場環境づくり」、川西町の存在を発信し、シビックプライド、すなわち川西町民の誇りを醸成できる「広報づくり」、これらを進めることにより、川西町の暮らしの充実、未来づくりを積極的に引っ張り、支えていくことができる、しなやかで力強い行政づくりに取り組んでまいります。

以上、御説明申し上げましたプランは、川西町をより暮らしやすい町にしていく、そして、ふるさと川西町を守り、未来に誇りを持って引き継いでい

くことができる町としていく、それに向けてのプランでございます。

しかし、これは私一人の力で進められるものではございません。町民の皆様並びに議員の皆様、役場職員の皆様、そのほか川西に関心をお寄せいただける方々の御理解、御協力、御支援をいただき、初めて進めていくことができるものでございます。

そこで、何より、まず私が謙虚に前向きに学び、知恵を絞り、汗をかいてまいります。そして、皆様とともに学び、皆様とともに考え、皆様と“ワンチーム”となり、進めさせていただきたいと考えております。

重ねてのお願いとなりますが、皆様の御理解、御協力、御指導、御鞭撻をいただきたく、何とぞ、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして、弓仲議員の「近鉄結崎駅前にコンビニ駅前にコンビニ誘致」という点についてお答えをさせていただきます。

まず、まちの玄関口にふさわしい交流・にぎわいまちづくりのため、令和3年度においては、駅前広場の完成に向けた2期工事、近鉄受託工事による駅舎移転等の工事をまさに進めているところでございます。

御質問のコンビニ誘致の件ですが、令和元年9月の駅周辺整備特別委員会でも御報告しておりますとおり——サウンディング調査の中で、出店が可能かコンビニ大手3社に聞き取りしたところ、駅として最低でも乗降客数実績で5,000人が必要と言われており、調査時点では3,885人という実績となっております——通過交通も見込めないため、参入するのは困難であるとの回答を得ている状況でございます。また、コロナ禍で乗降客が減少し、回復が見通せない今、再度依頼しても出店は難しいというふうに想定されている状況です。

次に、採算が問題で出店が見込めないのであれば、町の補助金などで出店を促せないかということでございますけれども、営利目的の企業に対して公金を支出することは、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合は可能とされておりますけれども、行政実例（昭和28年6月29日付で行政課長が回答しているもの）によりますと、「公益上必要かどうか、一応認定するのは長及び議会であるが、その認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とされており、その客観性の判断や継続的に必要であろう補助金の算定、さらには営利企業に対する補助金支出に対する町民の皆様の御理解、御賛同を得るということは、町内にはほかの店舗等もございますので、相当に困難であると考えております。

なお、現在、駅併施設用地のうち半分の面積を公共スペースとして、残り半分を交番用地として整備すると、議員の皆様にも特別委員会を通じてお示しされているとおりでございます。併施設の公共スペースをどのような施設とし、また、どのような活用ができるかの検討をする中で、議員御指摘の憩いの場づくりについても併せて鋭意考えてまいりたいと思っております。

改めまして、結崎駅周辺の交通結節機能の強化と安全で円滑な交通環境を実現するとともに、まちの玄関口としてふさわしい交流・にぎわいまちづくりのため、今後とも皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いするものがございます。

以上でございます。

議長（堀 格） 弓仲議員。

2番議員（弓仲利博） 愛と思いやりの気持ちを強く持って、共に改革を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（堀 格） では、次に参ります。6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子） 安井知子です。議長の許可を得ましたので、質問を3件させていただきます。

1、公用車の数の是非について。

新町長マニフェストに、「町長専用公用車は廃止、現在37台もある公用車の運用を見直し、役場のぜい肉を減らす」とあります。消防車4台、コミバス2台、パッカー、ダンプ7台、水道事業課3台、保健センター、子育て支援センター、すばる子どもセンター、いぶき子どもセンター各1台、教育委員会4台、その他、総務集中管理として、税務課、住民保険課、健康福祉課、長寿介護課2台、事業課、プラス2台、そして総務の車3台です。これらは行政の仕事をする車です。決してぜい肉とは思いません。中には、昭和62年、平成10年、11年から働いている車もあります。

車社会の現在、車を減らすことは、行政の仕事が減らすか遅らせるかにかかってきます。車と職員の働きを見て発言されているのでしょうか。

町長専用公用車の廃止には賛成いたします。が、個人の車を使ったときのガソリン代の公私の区別はどうなるのですか。その他、ぬくもりの郷の4台も川西町の公用車ですよ。高齢者の送迎を減らすのですか。

2番、平成12年4月創設の介護保険制度と保険料についてお尋ねします。

40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、社会全体で支え合う制度で、介護が必要となったとき、サービス費用の一部を負担して介護サービスを利用するとのこと。しかし、当初、年間2万9,000円であったのに、3年ごとに見直しがあり、令和3年では年間6万7,560円です。所得が年間320万円を超えると、介護保険料は年間11万4,600円です。また、今後の見通しとして、まだまだ増額されると思います。

町民にとって、医療保険料プラス介護保険料は大きな負担となってきます。医療保険は、病気になれば仕方なし。しかし、介護保険は使わずに辛抱している人もおられると聞きます。

ここで、川西町では年間医療保険を使わなかった人に1万円のキャッシュバックの制度があるとのこと。後期高齢者の方が介護保険を使わなかった場合も、同様にキャッシュバック制度を採用できないでしょうか。

3番目、町長の住所はどこですか。

聞くとところによると、町長の籍は川西町に置いているものの、生駒市に自宅を所有し、お住まいとのこと。もし地震など災害が起きたとき、副町長が名張に住み、ツートップが役場に駆けつけるのに約1時間かかればどうなるのか。一次災害が二次災害に発展している可能性が大です。どのように川西町に責任を持たれるのか。一つ一つ取り戻すべき川西町の誇りとは、具体的に何なんですか。

また、家族は東京に在住と聞いていますが、川西町に住ませない理由は、「住みたくないまち川西町」だからですか。私も若げの至りで、子ども2人を地元ではなく奈良の幼稚園・学校に入れたく、奈良に家を持って籍を置いていたことがありました。しかし、それは議員になる前のことです。

気持ちは分かりますが、川西町の町長たる者、地元を嫌ってはいけません。前町長は、子ども3人全て地元の幼・小・中学校に通わせておられました。

口から理想的な文言は幾らでも出せますが、町民に模範を示してほしいと思います。

終わります。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 安井議員の1つ目の御質問、「公用車の数の是非について」にお答えいたします。

議員お述べのとおり、私のマニフェストには、町長専用公用車の廃止、公用車の運用の見直しを掲げております。現在の町長専用公用車につきましては、2019年に総排気量2,490ccのワンボックスワゴン ベルファイアを653万円で購入したと聞いておりますけれども、公務出張等、その使用頻度や一般町民目線からはぜいたくと感じたものですから、町長専用車の廃止を訴えさせていただきました。

この車を直ちにほかに転用したり、転売し、公用車として廃車すべきかについては、その効用や費用対効果の面から検討しなければならないとは認識しておりますけれども、少なくともこの車が存在している間は、町長専用車としてではなく、議員の皆様や全ての職員が使用できる共用車両として扱いたいと考えておりますし、私が単独に出張する場合には大き過ぎるというふうに考えまして、現時点で単独での利用は一切行っていない状況とさせていただきます。

次に、公用車の運用見直しについてであります。

令和3年8月末日現在では、町が保有している公用車は、消防用ポンプ積載車やマイクロバス、パッカー車など特殊車両、また、コミュニティバス、ぬくもりの郷で利用されている送迎車両、その他一般公用車を含め43台に上ると聞いております。これらの公用車管理につきましては、総務課で集中管理をしているものの、各課に所属し、それぞれの担当課で管理しているもの、その他、指定管理者に貸与しているものなどがありまして、さらに、年

式、走行距離、年間維持費等も様々でございます。そのため、各課の業務量や仕事の内容を把握し、かつ、住民サービスの充実の観点から、これらの車両の適正な配置、効率的な運用について検証するとともに、必要に応じ、管理方法の見直しを行い、職員の車両管理に要する経費や車検、修繕費、燃料代などの維持管理経費を含めたコストの削減を図っていきたいと考えているところです。

そのために具体的に何が可能かについては、ただいま検討を進めている段階のため即答いたしかねますけれども、老朽化した公用車については、維持費削減のため早急な更新を行う必要があるかもしれませんし、保有台数が過剰ならば、台数削減もあり得ると考えておりますし、さらに、一部自治体で導入している公用車のリース制なども視野に入れて、今検討しているところでございます。

いずれにしましても、行政の効率性確保はいかなる時代においても最重要課題の一つとして認識しておりますので、マニフェストに掲げました町長専用公用車の廃止、公用車の運用見直しについて、以上の観点で取り組んでいきたいと考えておる状況でございます。

続きまして、介護保険制度と介護保険料についてお答えいたします。

平成12年4月より施行されました介護保険制度は、21年が経過し、高齢者を社会全体で支える社会保障制度の一つとして定着してまいりましたけれども、一方で、要支援・要介護認定者の数の増加と、それに伴う介護給付費の増加が進み、その結果、議員お述べのとおり、介護保険料についても基準額の月額ベースで制度開始当初の2,417円、年間2万9,000円から現在の5,630円、年間6万7,500円と上昇を続けております。この制度設計の根幹は持続可能な運営であるわけですが、第1号被保険者数とその要支援・要介護認定者数の割合が増加すれば、基準保険料の月額に跳ね返ることが制度の構造となっているところが、この保健制度の特徴となっております。

また、介護保険制度は、3年の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合うように設定するという中期財政運営方式を採用しております。そして、保険者は、介護保険の費用が見込みを下回る場合は、剰余金を介護給付費準備基金に積み立て、見込みを上回る場合には、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、介護保険事業特別会計に歳入として繰り入れて、財政の均衡を保つことといたしております。

本町では、介護給付費準備基金を活用し、できる限り保険料の上昇を抑制するため、既に第7期では同基金を1,294万円取り崩し、令和3年度から令和5年度の第8期におきましても、7,130万円取り崩す見込みでございます。保険料率を算定し、保険料の抑制を図っているところでございます。

このような財政の状況から、議員お述べの一時金の支給は、結果的に介護

保険料の上昇を招きかねず、困難な状況と考える次第でございます。

多くの市町村において介護保険料が上昇傾向にあり、本町も同様に、団塊世代の方々が75歳以上の後期高齢者になる2025年を控えております。介護保険料の上昇は避けることができないものと考えておりますけれども、少しでもその上昇幅を抑えることができるよう、介護給付費の適正化や介護予防事業などに取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

安井議員の3つ目の御質問、町長の住所地についてお答え申し上げます。

市町村長被選挙権の積極的要件は、公職選挙法第10条に規定されておりますけれども、日本国民で年齢満25年以上の者とされており、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事同様、住所地要件は定められておりません。また、家族要件についても定められておりません。これは、住所や家族の状況によらず、広く人材を得るという法の趣旨でございまして、住所地などに限定されることなく、広く人材を得る権利を住民が有しているということでもございます。現実には、多くの地方公共団体の首長や国会議員が、その住所地や家族の状況に関係なく立候補され、選挙で当選されているところでございます。

なお、私の住所地は、川西町唐院でございます。

住所地を町長の資質として判断する一要素と考えられる方もいらっしゃるかと存じておりますけれども、私自身は、政策において優れた成果を上げ、川西町をいかに住みよくすることができるか、川西町長としてそれが一番重要なことだというふうに考えております。

さて、私は川西町に生まれ、育ち、また、まちづくりの仕事に携わる中、本町を片時も忘れることはなく、様々な形で関わりを持ってこさせていただいたところであり、本町を愛する気持ちは誰にも負けないと自負しているところでございます。この気持ちと矜持は、今後の職務に対する姿勢と成果で示してまいりたいと考えております。

なお、議員指摘の地震など災害発生時の対応についてでございますけれども、突発的な事態が生じるのは、私が公務出張中で不在であるときも想定されますし、私自身が被災して指揮を執ることができないということもあり得ますし、そういったことを想定しておかなければならない、そう私は考えております。本町では、川西町業務継続計画（BCP）を作成してございまして、町長に代わって災害時の優先業務を実施する発動権限者を決めております。第1順位は副町長、第2順位は教育長、第3順位は総務課長の順により、非常時における業務執行を行うべく体制整備をしているところでございます。このような事態もしっかりと想定いたしまして、災害時に備えてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（堀 格） 安井議員。

6番議員（安井知子） 車の適材適所、これは、職に就いてから最低一月二月かかってから分かるものだと思います。それを、もう以前に発言された。これが

一つ疑問でございます。

そして、町長公用車は大きいように思っておりました。もっと立派と私は思っておりました。ところが、私も乗せてもらったことがある、うちの主人も乗せてもらったことがある、みんな乗せてもらったことがあります。別に大した車でもなかったと思っています。

それから、次の介護保険のことに行きます。

私が言う1万円のキャッシュバックをしていただきたいという後期高齢者の人数を確認されましたか。そして、毎年少し残った介護保険予算を基金に積増しをしています。そして、今般の第8期保険料の見直しにおいて、その基金から充当されました。しかし、まだ基金は残っていますので、後期高齢者の人数と残る金額で案分できると考えますが、お答え願いたいと思います。みんな希望していると思いますよ。

そして、住所のことですが、それは北海道に住んでいたっていいんですよ、首長はね。そんなことはもう優に知っています。でも、今、町長がおっしゃった第2番が副町長、3番が教育長。もう最初から人に任せるんですか。事故というのは、災害というのは、大体夜か夜明けに起こるんですよ。真っ昼間はあまり聞かないです。土砂崩れ、いろいろあると思います。そんな中で、自分がその場所に本当にラーメンができる3分以内に駆けつけるところにいる、これは町長の心意気、本人のやる気というんですか、「私はやります」と口で言うのと態度で示すのは別だと思っています。

川西町をよくしたい。ここにいるみんな、誰一人、悪くしたいと思っている人はありません。みんながその気持ちでいる、その中で、新町長に替わられて一月です。もう文句を言って怒っておられる方が私の耳に入ってきました。なぜそんなことが、一月たって、仕事もしていないのに、文句が出るのか。やはり精査していただきたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 公用車についてですけれども、当選する前から調査はさせていただきまして、確かに稼働率が高い車もあるという現状も捉えておりますし、一方で、稼働が非常に低い、使われているのか疑問である車等も存在するのも事実でございます。その運用を改めて見直しまして、その結果、過剰であるのかどうかというところでございますけれども、私は、多少減らせるのかなというふうに考えております。

その観点の下、改めて業務と公用車の数を照らし合わせて、本当に減らすのが適切かどうか判断をし、また、今町長専用という形で置いてこられておりました車についても、どうして活用するのが適切か考えて、庁内の効率化、無駄がないように努めていきたいと考えております。

介護保険制度についての後期高齢者の件でございますけれども、令和3年7月31日時点で1,507名と把握しているところでございます。先ほど述べさせていただきましてとおり、今後増える見込みというふうに考えており



ますので、その前提を考えたときに、余裕がある経営をしていく、やり繰りをしていくということは難しいというふうに私としては考えております。それも踏まえまして、健康な状態を保っていただきながら暮らしていただけるよう、そういったサービスの充実をさせていただきましたり、過剰にサービスを受けられるようなことがないよう、公正公平に町もしっかりと見ていくということが大切と思っておりますので、その点に注力をしてまいりたいと考えております。

最後に、住所の点、BCPの観点でございます。心意気という話でございましたけれども、私、着任いたしましたして、大雨もございました。今、コロナの状況もございます。毎日緊張感を持って、何かがあった場合には、しっかりと私が先頭を切ってこの川西町を守るという意気込みで仕事をしていることを改めてお伝えさせていただきます。

また、この体制ですぐに誰かに頼むのかという質問がありましたけれども、そういうつもりで述べたのではなく、もし私がいなかった場合でも、きちんとこの町を守るという責任が私にはございますので、その体制をより強化していきたい、また、それを行わなければならないなど、今、防災体制を確認させていただきながら考えているところでございますので、引き続き取り組ませていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

議長（堀 格） 安井議員。

6番議員（安井知子） 後期高齢者で介護保険を何も使わなかったというのはすごく限定されてくるので、もう一度考えていただきたいと思います。介護保険を何も使わなかった後期高齢者です。

そして、取り戻すべき川西町の誇りって何なんですか。具体的に教えてください。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 取り戻すべき誇り、これは抽象的な表現ですので、捉え方が非常に幅広いものになるかと思っておりますけれども、御質問いただいているのは政治活動用の紙面等を見て御質問いただいているかと思っておりますが、例えば働くという観点におきましても、川西で職員の皆様が働くに当たって、これは川西町のためになっているな、川西町の将来のためにつながっているなど信じて働けると、本当に大丈夫なのかなと思いつながっているなと思っております。また、川西で暮らすこと、暮らしていくことが幸せだということに自信を持っていけるかどうか、また、例えば川西のまちづくりに参加することが楽しい、わくわくする、だから、私は自信を持ってこれを選択しているんだという気持ちを持って町に参画していただくのか、そういうところによって町の参画度というのも変わっていくと思っております。私としましては、川西は既にまちづくりに参画されている方が非常に多い、そういった文化が豊かな町だと考えておりますけれども、それをさらに住民の町への参画

度が高く、住んでいる方も実際に楽しみながらそういったまちづくりに参加している、そういう町をしっかりとつくっていくことによって、この川西に住むということが楽しく、誇りを持てるという方が増えると考えておりますので、そういった町を目指していきたいという気持ちでそのような表現をさせていただきます。

議長（堀 格） 副町長。

副町長（森田政美） 後期高齢者の介護保険のキャッシュバックの御質問でございますが、介護保険制度は、皆さん御存じのとおり、相互扶助で、皆さんの保険料で助け合うという制度でございます。確かにおっしゃるように75歳の以上の方で使われなかったら何ほかというお気持ちはよく分かるんですけども、その財源についても皆様の保険料から賄うということになりますので、結果的に皆様の保険料が上がるということになりますので、現在のところはちょっと考えていないというところでございます。

議長（堀 格） それでは、次に参ります。10番 寺澤秀和議員。

10番議員（寺澤秀和） 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、町営住宅の在り方について質問させていただきます。

小澤町長が町政運営の指針として示しておられる4つの柱の中で、自らの子ども世代・孫世代も川西町に住むことを望むまちづくり、そして、子育て世代が働くこと、産み育てることを両立できるまちづくりを進めていきたいとお述べになっておられます。このことはまさしく、今現在住んでいる人にとっても、これから住もうと思っている人にとっても、川西町が暮らしやすい町であるように目指していきたいというお考えを示すものであらうと思っています。そして、その暮らしやすさの中には、シニア世代や子育て世代に良好な住環境を提供していくことも必要になってくるものと考えています。

川西町には、改良住宅も合すると193戸の町営住宅があり、政策的に空き家対応しているものも幾分あるというふうに伺っております。町営住宅の維持管理には多大の経費を要することも承知しておりますが、成人後に町外で独立している人で、親元に家族で戻りたいと言っている人もおられます。

そこでお尋ねしますが、今後、主に子育て世代などに対して、空き家になっている町営住宅を有効に活用していくことについて、どのようなお考えをお持ちなのか、お示してください。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 寺澤議員御質問の町営住宅の活用方法についてお答え申し上げます。

まず、本町の町営住宅の現状についてでございますけれども、公営住宅135戸、住宅地区改良法により建設された改良住宅58戸、合計193戸の町営住宅を管理しております。公営住宅の空き家戸数は32戸、改良住宅の空き家戸数は13戸で、町営住宅全体からの空き家率は23.3%でございます。参考に、奈良県市町村の公営住宅空き家率は、26.7%となっております。

す。

このうち公営住宅は、公営住宅法に基づき、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること」を目的として整備されたものであります。したがって、自力では適正な居住水準の住宅を確保できない低所得の方や、民間住宅の入居を拒否される場合が多い高齢者の方、障害のある方の入居に対する住宅のセーフティネットの役割が公営住宅には求められていると認識しております。

また、改良住宅は、住宅地区改良事業の施行に伴い、居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮する方々のために整備されたものでございます。

私は、本町の活性化のためには、若者世帯、子育て世帯が本町に住んでいただける住環境の整備が必要であると考えております。また、議員御指摘のように、親元を離れて独立し、生活されている子育て世帯が本町に戻り、定住していただくための取組は、私のまちづくりプランの4つの柱の1つでございます「シニアの生活支援強化」、自らの子ども世代・孫世代も川西町に住むことを望むまちづくり、地域に支え合える関係をつくることのできるまちづくりにもつながっている重要な視点と考えるところでございます。また、まちづくりプランのもう1つの柱、「子育て・教育の支援強化」の視点におきましても、子育て世代の住環境整備は重要でございます。

議員御質問の公営住宅の今後につきましては、空き家となっている住宅の状況と運用コスト、入居の希望状況を精査いたしまして、法令上の制限等も踏まえつつ、活用方法について検討するとともに、子育て世帯が安全で安心して暮らすことができるよう、ニーズに合致した入居可能な住宅整備を進める必要があると考えております。

また、空き家となっている改良住宅につきましても、公営住宅としての活用、福祉施設等としての活用を、先進地の情報収集に努めまして、検討してまいりたいと考えております。

なお、公営住宅に限らず、民間の空き家の活用でございましたり、若者世帯、子育て世帯の移住・定住施策についても、関係機関と連携しながら検討させていただきまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

御質問への回答は以上でございます。

議長（堀 格） 寺澤議員。

10番議員（寺澤秀和） ありがとうございます。良好な住環境を提供できるかどうかは、これからの川西町の住みやすさのバロメーターの一つになるかもしれません。また、福祉施設の一面もあるのかなと考えています。

今、32戸の公営住宅が空いていると聞きましたが、私はそれを全部開放したらどうかということは毛頭考えていません。でも、年間に2戸、3戸ぐらいは有効利用できるようにお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） しっかりとニーズを捉えまして、整備等、準備をするということも頭に置いて進めていきたいと思っております。

御質問ありがとうございました。

議長（堀 格） では、次に参ります。7番 福西広理議員。

7番議員（福西広理） 皆様、おはようございます。7番 福西広理でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書どおり、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組について質問をいたします。

小澤町長が所信表明で掲げられました4つの柱の中の「行政改革の推進強化」の観点から質問をいたします。

現代社会においてIT技術の活用は欠かせないものとなっており、私もこれまでに、行政におけるAIやICTの活用を訴えてまいりました。しかし、このコロナ禍で、給付金の取扱いやワクチン接種の業務において、全国ほとんどの自治体でそれらのデジタル技術が活用されず、手入力などアナログな方法で行われ、かなりのマンパワーがつき込まれ、行政経営におけるIT化が全く進んでいないことが浮き彫りになりました。

このような状況で、昨年の2020年12月にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定されまして、DXが加速してきております。

本町においても、本年4月よりデジタル推進室が創設され、取組が進んでいると思っておりますが、これまでの取組内容と今後のDXに対する小澤町長の方針をお聞かせください。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 福西議員御質問の自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組についてお答え申し上げます。

政府におきましては、令和2年12月に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画を決定され、当町においても、この内容を参考にしてIT化を推進してまいりたいと考えております。

当町のこれまでの取組といたしましては、コロナ禍における新しい生活様式への対応とも重なってまいりますけれども、住民の皆様に関わるサービスといたしまして、窓口で発行する証明書手数料のキャッシュレス決済、納付書払いの各種税・料金につきましては、スマートフォン決済、クレジットカード、ネットバンキングの3種類が利用できるようになっております。これにより、窓口で非接触による納付や場所・時間の制約のない納付が可能となり、利便性も向上していると認識しております。

また、スマホ向け母子手帳アプリを導入し、妊娠、出産、子育て中の方に必要な情報発信を行うとともに、予防接種、各種健診のスケジュール管理支援やリモートによる相談を可能にしたところでございます。また、新型コロナワクチン接種希望の申込み、児童手当の現況届のオンライン受付も行っている状況となっております。

さらには、教育の関係では、G I G Aスクール構想の実現に向けた情報機器やシステム整備、各種情報配信アプリの導入を進めるとともに、かねてより導入のコスモス安全メールも運用しているところでございます。

一方、本庁舎と町内の避難場所にフリーWi-Fiを導入し、災害時の情報伝達機能や避難者等の情報連絡手段の確保を行うとともに、YouTubeにおける式典等のオンライン配信設備の導入を行い、3密を避けつつ、より多くの方々に参加・見学していただけるように整備をしたところでございます。

次に、今後のDXに対する方針でございますけれども、主に次の2点を考えております。

1つ目は、職員が直接関わる内部業務において、ICT（情報通信技術）を活用し、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えております。職員が行う内部業務につきましては、福西議員から御指摘いただきましたとおり、これまでIT化が後回しにされており、手作業の時間が多くかかっているものが少なくないというふうに認識をしているところでございます。これらの業務については、行政運営のIT化の要であると考えており、まずは業務改善を進め、本来の行政サービスに注力できる時間を増やし、多様化する行政需要に対応できるように進めていきたいと考えておる次第でございます。

2つ目は、ICTを活用した行政サービスによって、住民の皆様の利便性を向上させたいと考えております。

住民の皆様の利便性を向上させる取組といたしましては、行政手続のオンライン化や手続のワンストップ化などがございますけれども、国の条件整備を見据えつつ、まずは各課とデジタル推進室でIT化を効果的に活用できるものは何なのかということを検討し、全庁的に協力しながら取組を進めていく必要があると考えており、進めていきたいと思っております。

以上、御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 福西議員。

7番議員（福西広理） 御回答ありがとうございます。窓口のキャッシュレス決済や母子手帳アプリ等、教育現場でも様々な各分野で徐々に取組を始めていただいているとのこと。現在、コロナ禍というのがデジタル化の追い風にもなっておりますので、着実にDXを進めていただきたいと思います。

そこで、近隣の三宅町では、自治体DX推進のために、現在民間企業と連携して、まずは業務内容の棚卸作業を行いまして、どのような業務でAIやICTを活用し、作業の効率化を図れるのかを検討しておられるところだと伺っております。

小澤町長の就任前の発信の中でも、民間の力、ノウハウをしっかりと活用した行政改革を行っていくことをうたわれていましたが、川西町のDXの取組においても、民間企業との連携を今後検討しておられるのかをお伺

いたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 福西議員御指摘のデジタルトランスフォーメーション（DX）でございますけれども、世の中の流れの中で、利便性が向上している中で、避けては通れない流れというふうに私は捉えております。この流れに後れると、利便性が低い町ということで、選ばれない町になってしまいかねませんので、しっかりと取り組む必要があると私も認識をしておる次第でございます。

御指摘いただきましたように、三宅町をはじめ、積極的にやっという動きも近隣で出ておるのが実態でございます。私は、着任後、早速三宅町長にも連絡を取らせていただきまして、担当関連の課長とともに、三宅町にその取組についてヒアリングに行かせていただいております。その中で、庁内全体の事業や内部の業務を整理し、こういったデジタル化にしっかりと取り組もうという方針を三宅町でも確認させていただきましたし、その方針を学ばせていただいて、こちらでも取り組ませていただきたいということで、今、課長のメンバーを含めて話をし始めているところでございます。

こういった点に関しましては、民間の力というものは不可欠だと考えておりまして、行政の中にとどまらず、専門性を持った民間の力をお借りしながら、しっかりと後れることなく進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（堀 格） 福西議員。

7 番議員（福西広理） 早速三宅町にも足を運んでいただいたということで、ありがとうございます。民間の力、そして近隣市町村ともしっかりと協力しながら進めていただきたいと思います。

DXについてですけれども、本町においては、現在総合政策課で行っているふるさと応援寄附金の業務において、ふるさと納税doというRPAツール、いわゆる業務の自動化システムの活用で、業務量がRPAの導入前よりも軽減したと担当課の方から伺っております。

この業務の自動化システム（RPAツール）を現在行われているワクチン接種の管理業務に活用することで、職員の業務時間の大幅な短縮に大変有効であると思われませんが、本町においてこのRPAツールを導入する予定はないのかをお伺いしたいと思います。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 今御質問いただきました、ワクチン接種の管理業務にRPAを導入してはどうかというお話でございますけれども、こちらは既にデジタル推進室が動いておりまして、導入をし、日々活用しているという状況がございます。

このように、デジタル推進室もそういったノウハウをコストをかけずにやるというところを持っているということが事実でございますので、より一層

の活用を考えていきたいというふうに思っております。

また、その前に少しお話しいただきましたコストの問題ですけれども、確かに手軽にできることとお金がかかること、両方あるのがこの取組だと思っておりますので、近隣市町村との協力もしっかりと取り組みたいと思っております。

議長（堀 格） 福西議員。

7 番議員（福西広理） 既に取組を進めていただいているということですので、着実に小澤町長の行政改革を進めていただきますよう期待をしております。よろしくお願いいたします。

しかし、このような本町での D X の取組、 R P A の活用事例というのがあるにもかかわらず、職員の間で情報共有ができていないというのが少し残念に思います。部署をまたいでの情報共有、また職員研修等を行っていただきまして、 D X の推進につなげていただくことをお願いします。

また、自治体 D X の推進の目的というのは大きく分けて 2 つございまして、一つは自治体業務の効率化、もう一つは住民の利便性の向上となっております。現在の日本の人口減少社会で、どの分野においても人材確保というものが難しくなってきております。 R P A などの活用により単純作業をなくし、自治体業務の効率化を進めることにより、働きがいのある仕事、職場、役所づくりに取り組んでいただきまして、人材育成・人材確保に努めていただきたいと思います。

また、住民の利便性の向上という面では、誰一人この D X から取りこぼすことなく、全ての住民が D X の恩恵を受けられるように留意しながらも、失敗を恐れずに、着実に時代の流れを捉えてこの D X を推し進めていただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

議長（堀 格） では、次に参ります。 3 番 福山臣尾議員。

3 番議員（福山臣尾） 皆様、改めまして、おはようございます。 3 番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策についてでございます。これは何度か質問させていただいておりますので、その後という形でお願いたします。

日本で接種が進む新型コロナワクチンは、有効性や安全性が証明されています。感染拡大を抑えるためには、国民のワクチン接種率を高めることが不可欠だとされています。一般的に、集団免疫を獲得するには 7 割以上の接種率が必要とされています。川西町においても集団接種が進み、この 9 月 8 日時点の数字になりますが、 2 回目の接種率が 5 3 %、県全体では 4 8 . 4 % となっています。この分母は町民・県民全体の数字となっていますので、対象外の方も含まれているということです。本町でのワクチン接種希望者の予約は、 9 月 2 日から 9 月 8 日で一旦終了、 2 回目のワクチン接種が 1 0 月 1 6 日で一旦終了となります。

全国的に高齢者へのワクチン接種が進み、高齢者の感染数の減少は続いています。最近では若年層の感染が増えている状況で、また、家庭内での感染が増えています。変異株（デルタ株）では、元気な若者でも重症化し、時には死に至ることもあるようです。

ワクチン接種はあくまでも本人の希望によるものですが、若年層へのワクチン接種の啓発を推進すべきではないかと思っています。ワクチンを打つことで、自分だけでなく大切な人の命も守れ、接種が進めば今の不自由な生活から解放される。ワクチン接種で享受するメリットの多くをもっと若者に積極的に伝えていかねばならないのではないのでしょうか。

そこで、本町の現状についてお伺いします。

本町における町民の年代別ワクチン接種率、また、本町職員のワクチン接種率についてお伺いします。

続いて、奈良県広域での集団接種の予約枠も既に完了し、また、本町での集団接種の予約が9月8日で一旦終了となりました。本町で9月8日以降にワクチン接種を希望される方がおられた場合の対応についてお伺いします。

また、12歳から15歳の方のワクチン接種について、初回対象者が平成18年8月26日生まれから平成21年9月24日生まれの方に対してのワクチン接種券が発送され、予約が8月26日から9月1日の間で行われました。この対象者の方の接種券の発送者数、また、ワクチン接種を希望される方の割合をお聞きします。

今回、その年齢対象外の方、平成21年9月25日以降生まれの方に対しての対応については、年齢達成後に接種券を発送するということですが、その予約方法、接種会場についてはまだ決まっていないということで、どのように検討されているのか、お伺いします。

最後に、新型コロナウイルス感染の収束の兆しが不透明な中、奈良県において緊急事態宣言がなかなか発令されませんが、荒井知事の場合、出ないのかなという気もするんですけども、出た場合の教育現場の対応についてお伺いします。

以上、5点ありますけども、よろしくお願ひします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、福山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、新型コロナウイルス対策は、住民の皆様の命と健康を守るための重要な課題と認識しております。そこで、着任後すぐに、ワクチン接種の安全性を守りながらの加速化と土曜日の接種日の設定に取り組ませていただきました。そして、接種しやすい環境づくりを行っていることを認識しております。

関係の皆様の大変な御協力をいただいております。結果、8月の1回目の接種はかなり進ませていただきました。また、9月も今週、来週と一気に接種率が上がるという形をつくってもらっております。関係の皆様へ感謝の言葉を述べさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。



また、コロナ禍の状況や課題は刻一刻と変化しておりますので、今後もしっかりと情報を入手し、住民の皆様、ご関係の皆様のご理解、御協力を得ながら対策を打っていきたいと考えておる次第でございます。

それでは、福山議員の御質問に順にお答えしていきたいと存じます。

まず1つ目、現状の川西町の年代別接種率、また本町の職員の接種率について御説明申し上げます。

9月1日現在、川西町けやきホールでの接種率ですが、65歳以上高齢者については、1回目完了者2,534名で83.85%、2回目完了者数2,477名で81.97%、64歳以下の方につきましては、1回目完了者数2,490名で55.98%、2回目完了者数589名で13.24%となっており、全体接種率としましては、1回目完了者数5,024名で64.97%、2回目完了者数3,066名で39.65%となっております。なお、この割合につきましては、接種対象者の人数をベースとしての割合となっております。

また、本町の職員接種率についてですが、令和3年4月1日現在職員数、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員の総数159名に対し、接種者数は84名となっております。

2つ目、9月8日以降にワクチン接種を希望される方がおられた場合の対応について御説明申し上げます。

集団接種につきましては、10月16日がけやきホールで行う2回目接種の最終となる見込みとなっておりますけれども、庁内の医療機関の先生方と意見交換を行いながら、個別接種に向け、それぞれの医療機関での接種体制を調整していきたいと思っておりますが、現在については調整中となっております。方向性が決定次第、ホームページや広報において住民周知してまいります。

また、自衛隊が行う大阪での大規模接種も11月頃まで接種予定となっておりますので、併せて御活用いただければと考えております。

3つ目、12歳から15歳の方のワクチン接種者数、ワクチン接種希望者数について御説明申し上げます。

12歳から15歳の方の接種者数につきましては、9月24日年齢到達者数としては263名でございますが、9月1日の申込期間までに希望された人数につきましては168名で、申込み率が63.88%となっております。

4つ目、「平成21年9月25日以降生まれの方の取扱いについて、予約方法、また接種場所についてはどうなるのか」について御説明申し上げます。

平成21年9月25日以降生まれの方、いわゆる12歳年齢到達者の取扱いについては、現時点では、町内の医療機関での接種について調整を行っている段階でございます。具体的詳細については決まっておりませんが、町内の医療機関で接種できるよう調整していきたいと考えておるところでござ

ございます。具体的な方向性が決定次第、ホームページや広報におきまして住民の皆様へ周知してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

5つ目の学校現場の対応については、教育長からお願いいたします。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） ただいまの福山議員の御質問の中の学校対応について、私からお答えさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が収まらない現状で、奈良県において緊急事態宣言が発令された場合の教育現場の対応については、令和3年8月27日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されております。ここでは、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携を取り、初動体制について整理しておくことが重要であるとしています。その上で、大きく3項目が示されております。

まず初めに、「1.学校で感染者が確認された場合の対応」につきましては、校長は、感染した児童生徒について出席停止の措置を取るほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにすることとしています。

また、「2.濃厚接触者等の特定について」の項において、濃厚接触者の候補について次の4点を挙げております。まず1つ目ですが、「感染者と同居又は長時間の接触があった者」。2つ目に、「適切な感染防護なしに感染者を介護していた者」。3つ目には、「感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）」としております。4つ目として、「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし——というのは、マスクをしていても鼻出しであるとか、あごマスクであるというのは必要な感染予防策なしというふうに捉えられます——で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）」としております。

最後に、「3.出席停止の措置及び臨時休業の判断について」の項では、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業等、その日程も含めて具体的な指示があります。

それを受けて、川西町におきましても、感染状況等に応じた対応マニュアルを教育委員会で作成しております。さきに述べた、学校で感染者が確認された場合の対応、濃厚接触者等の特定について、出席停止の措置及び臨時休業の判断について等を、緊急事態宣言が発令された場合を想定し、幼稚園、小学校、中学校と教育委員会が密接に連携しながら取り組んでいく所存です。

今後も、川西町の感染状況を注視し、一層の新型コロナウイルス感染症対

策を講じながら、児童生徒の学びを止めないための取組の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（堀 格） 福山議員。

3番議員（福山臣尾） 御回答ありがとうございます。

本町においてもワクチン接種がかなり進んできているということですが、集団接種の機会がある程度限られてくるというところで、個別接種が進めばいいなというふうには思っています。

あと、若年層に対しての啓発活動として、今テレビでもいろいろと、打ったほうがいいよというようなことが言われていますけども、本町においてもそういう意識改革というんですか、本人が希望でないと打てませんけども、今後も啓発して行ってほしいなと思いますので、その辺、またよろしくお願い致します。

学校関係のほうも、ふだんから感染防止対策に努められて御苦勞をされていると思うんですけども、家庭内感染とかいろいろ出てくると思うので、その辺も注意して、今後とも気をつけてやっていていただきたいと思います。

また、G I G Aスクール構想のモデル校にもなっていますので、その辺も活用した形で、コロナ対策のほうも授業が後れないとか、そういう形でやっていただきたいなと思います。

以上です。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 御意見ありがとうございます。

確かに、今後ワクチンがどうかといううわさもいろいろございますけれども、医学的に申し上げますと、今のところ重症化は防げているということもございますので、町としましては、ワクチン接種の推奨という方向は崩さずにやっていくのが現時点ではいいのかというふうに捉えて動いていきます。

若年層の接種率の上昇というところはやはり課題だと認識をしておりますので、状況も見ながら、しっかりと啓発を行っていきたいと考えております。

ワクチン接種体制の維持というところが、3回目接種等どうなっていくか分かりませんが、ここの御協力というところは町全体でいただかないと進めていけないのかなと思っておりますので、引き続きの御理解、御協力のほど、よろしくお願いできればと存じます。

以上です。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） 先ほど福山議員がお話ししていただきましたように、G I G Aスクール構想の取組は、この奈良県の中でも川西町が本当にトップを走っている状況であります。もしも学校に子どもたちが集まれないという状況が出たときには、オンラインで各家庭とつないで学習ができるという状況に

今取り組んでいるところですので、ぜひまた応援をしてあげていただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

議長（堀 格） それでは、次に参ります。1番 阪本 学議員。

1番議員（阪本 学） おはようございます。阪本でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、コロナ禍の諸課題ということでお聞きをしたいと思います。

この大変なコロナ禍の中、マスコミ、メディア等でも多くの問題や課題が毎日のように報じられています。そんな中で、今日は3点に絞ってお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、このコロナ禍における独居高齢者対策、いわゆるひとり暮らしの高齢者の方の対策についてお尋ねをしたいと思います。

現在、独居高齢者の数は年々増えてきています。これまでも川西町としていろんな支援等、また対策もされてきていると思えますけれども、高齢者の方、特に独居高齢者の皆さんにとっては、この新型コロナウイルス感染症は非常に怖い、恐ろしいものと、心配をされながら日々暮らしておられると思います。そんな中で、高齢者の方のワクチン接種は順調に進んでいるとも聞いてはおりますけれども、事情があつて打ちたくても打てない、また、接種会場へ行けない方もおられるとも聞いています。2回接種すればある程度安心感はあると思えますけれども、県内でもブレークスルー感染があるということも確認をされています。2回接種していれば重症化はしないと言われておりますけれども、こういうことが起これば、また心配もされるのが当然でございます。

そこで、独居高齢者の方の見守りや心身の状況、また、それに伴う支援等、この大変なコロナ禍の中で、生活実態をどのように把握されて、どんな支援をされているのかをお聞かせください

次、2点目に入ります。学校における安全対策についてお尋ねをいたします。

2学期も始まり、子どもたちの接触機会が増えていきます。感染力の強いデルタ株によって、子どもたちから家庭内感染を通じて感染がさらに拡大することも懸念をされています。県内でも10歳代の児童生徒の感染が増えているようにも聞いております。学校生活の中で様々なことが起こっているというふうに思いますけれども、そんな中、現場の先生方は、学習を中心としながら、子どもたちの命を守る、安心安全を守るため、日々一生懸命取り組んでおられると思います。今、家庭でも学校でも、いろんなところで生活様式が変わってきています。とりわけ学習の時間や給食の時間、またトイレの使い方や登下校時での注意等、そういった様々なところの安全対策の取組についてお聞かせをいただきたい。

次に、3点目は、コロナ差別の実態についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスに関連した差別や偏見が、今もなお続いているよう  
あります。当然あってはならないこととさせていただきます。2月に施行された  
新型コロナ対策の特別措置法には、感染者やその家族、医療従事者への差別  
を防ぐため、国や自治体が被害者の実態把握や相談・支援、住民への啓発活  
動が盛り込まれています。差別や偏見を許さず、思いやることが大切である  
ことは言うまでもありません。川西町における実態をどのように把握され、  
また、相談・支援や住民への啓発活動にどのように取り組んでおられるのか、  
お尋ねをいたします。

次に、安心安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。

まず、県道36号天理王寺線の町道移管に伴う整備の進捗状況についてで  
あります。

唐院橋から曾我川までの区間と曾我川堤防道路の整備でございます。交通  
安全対策、特に歩行者の安全対策の整備は急務です。ガードレールの補修や  
新設、交差点部分のカラー舗装、路面標示、道路側溝の改修、住宅地への飛  
び込み防止柵の設置等々、全て命に関わるものでございます。詳細について  
は御承知だと思いますけれども、これは、令和2年3月31日付で前町長と  
地元自治会長の連名で県中土木事務所宛てに要望書が出されております。  
もう1年半近くたっているようでありましてけれども、いまだに現場は何も変  
わっておりません。早急に強く、再度要望していただきたい。事故があっ  
てからでは遅いんです。

現在の進捗状況と整備の時期、また町道への移管時期の見通しについてお  
聞かせをいただきたい。

最後に、令和3年5月に川西町より要望されている川西町内の道路7カ所、  
河川4カ所の進捗状況も併せて回答をお願いします。

以上、よろしくお願いたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、阪本議員の御質問にお答え申し上げます。

1つ目の独居高齢者対策について御回答申し上げます。

独居高齢者につきましては、コロナ禍であるからこそ、感染予防に留意し、  
高齢者の現状を把握することが重要であると考えております。毎年、民生児  
童委員の方に実施していただいている高齢者見守り活動に資する高齢者実態  
調査につきましては、対象者の希望に応じた方法で例年どおり行っている状  
況でございます。また、包括支援センターの職員も高齢者の現状を把握す  
るよう努めており、個々に訪問を実施しております。

新型コロナウイルス感染予防につきましては、高齢者に限らず、どの年代  
にも必要不可欠でございますが、重症化しやすいと言われている高齢者にと  
っては、感染予防を重視し、外出抑制を行うと、心身の虚弱化、いわゆるフ  
レイルが顕在することとなります。そのため、高齢者の体力維持や外出の機  
会、社会的つながりが保てるよう、地域の自主体操グループを通じた見守り

活動が継続されるように、リーフレットの配布や、閉じ籠もり、フレイル、虚弱予防など、町としても自主体操グループへの積極的な関与を行っている状況です。

今後も、独居高齢者に関わる関係機関が、感染拡大の状況を見極めながら実施方法を工夫し、高齢者の現状把握に努めてまいりたいと存じます。

また、高齢者のワクチン接種等についての御質問もございました。

ワクチン接種の集団接種につきましては、10月16日のけやきホールでの2回目の接種で終了する見通しとなっております。現時点では、町内の医療機関の先生方と個別接種に向けた調整を行う予定ですが、集団接種で会場に来られなかった、来ることができなかった高齢者の方についてどうしていくかという話も今しておる状況がございまして、コールセンターや保健センターにおいてきめ細かに状況を確認し、介護認定をお持ちの方については、包括支援センターやケアマネ等とも連絡・調整をさせていただいた上で、どのような形で希望される方にワクチン接種を受けていただくのがよいかをしっかりとフォローできればと考えており、小さな町ですので、そのような形でしっかりと対応していきたいと考えております。

続きまして、3つ目の質問、コロナ差別の実態把握についてお答え申し上げます。

議員の御質問のコロナ差別の実態把握についてですが、当町の人権担当課に直接住民の方から新型コロナに関する差別的取扱いを受けたという報告や相談は、今のところはございません。奈良県においても、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、いわゆる啓発連協に参加する39市町村から、自治体で起こったコロナ差別に関する事例や相談を事務局に差別事象として報告し、奈良県内でどのようなことが起こったのかを市町村間で共有して、状況の把握に努めておるところでございます。啓発連協の推進企画会議で6月に報告された内容として、4月に県内の市において、市内小学校及びその校区において特定の者を新型コロナウイルス感染症感染者として誹謗中傷されかねない内容が書かれたものが電柱等に貼られていたとの報告を受けております。それ以降は、市町村からの新型コロナウイルス感染症に関連しての差別事象の報告はないという状況でございます。

当町では、「新型コロナウイルス感染症に関連して」という記事を掲載し、ホームページで相談窓口の周知を行っております。これ以外にも、庁舎内と出先機関にポスターを掲示し、広報誌においても「ストップ！コロナ差別」という内容で、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に貢献している方やその御家族などがいわれのない誹謗中傷やいじめ、差別を受けることのないように啓発を行っております。

また、毎月広報誌に掲載しております「てんいち先生」では、随時、漫画を通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により問題となる人権テーマについて分かりやすく解説をしております。

新型コロナウイルス感染症による差別や偏見が広がると、医療従事者やエッセンシャルワーカーの離職が増える可能性があり、感染者の方にも同様のことがあると、検査を避けたり感染を隠そうとするなど、感染拡大を抑えにくくなることも考えられます。住民の皆様には、新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医療従事者やエッセンシャルワーカーの方々に感謝とエールを送り、感染者とその家族の方々には正しい知識を基に思いやりを持って接していただけるように、今後も新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす啓発活動を進めてまいります。

続きまして、安全安心なまちづくりについてお答え申し上げます。

その中の1点目の御質問、町道移管（県道36号天理王寺線）に伴う整備の進捗状況についてでございます。

令和2年3月15日に、県道天理王寺線のバイパス道路が一部開通となり、地域住民の安全な暮らしと利便性の向上が図られたところでございます。当該道路の開通に伴い、保田地区及び本町より奈良県中和土木事務所に、現在の県道天理王寺線について道路舗装やガードレール改修等の要望を行っており、要望箇所の整備完了後、保田地区内の県道天理王寺線は町道に移管されることとなります。

当該要望の整備進捗状況について土木事務所に確認いたしましたので、報告させていただきます。

令和3年度におきましては、既存の水路改修180メートルの整備を予定されている状況です。施工時期は、年内中に請負業者と契約を締結し、来年1月に着工する計画とのことです。その他、道路舗装等の整備につきましては、水路改修の整備に伴い、令和4年度以降からの整備計画とされております。

2点目の御質問、今年度奈良県に要望している道路・河川の整備進捗状況についてでございますが、毎年、中和事務所長が県事業の進捗報告に来庁された際に、県管轄の道路及び河川に対する要望書を提出しております。要望についての進捗状況を中和土木事務所に確認いたしましたところ、飛鳥川における樹木の伐採については、令和3年度実施予定と聞いております。その他の道路及び河川要望につきましては、場所によって、ほかの整備事業の関連から、今すぐに対応できない箇所もございますので、引き続き町域におきましての県管轄となります道路及び河川に対する必要な要望は随時行い、中和土木事務所との連携の強化を図るとともに、本町関連整備事業の進捗状況に注視し、取り組んでまいります。

それでは、学校現場でのコロナ対策について御質問いただいておりますので、こちらについては教育長よりお答えいたします。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） 心配をかけております学校の安全対策について、阪本議員の質問にお答えをさせていただきます。

コロナ禍の諸課題について、学校における安全対策として、まず、川西小学校での新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、文部科学省より発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～Ver 6」に基づき、川西小学校の実情に応じた安全対策を講じております。

感染予防対策の代表的な取組といたしましては、まず、家庭での検温・健康観察の徹底を強くお願いしております。家庭や地域でうつらない・うつさない生活様式の徹底を強化するとともに、学校に新型コロナウイルスを持ち込まないための取組を意識高く進めているところです。

学校における具体的な取組といたしましては、まず、登下校時の一列歩行を行っております。一列で間隔を空け、夏季は日傘も推奨しております。登校後は、昇降口においてサーモセンサー付きアルコール噴霧器による検温アルコール手指消毒を徹底しております。また、マスク着用の徹底——不織布マスクの推奨は、令和3年2学期より行っております——また、水筒代わりにペットボトル再利用を厳禁としております。

校内環境といたしましては、換気の徹底、対角線での窓の開放、換気扇の常時稼働、可能な範囲で距離を取っての机の配置、手洗いタイムの設定、中休み、給食前、清掃後、また間隔を空けての手洗い場の使用（隣接する場所は使わない）、手洗い場・トイレにソーシャルディスタンスを保つ足型設置、放課後、手を触れる場所の消毒、トイレ随時消毒、公務員・学校サポート員によります蜜を避ける学校生活指導等を進め、各教室の出入り口にはアルコール消毒ボトルを設置し、手指消毒の徹底も図っております。

授業中におきましては、机上にパーテーションを設置し、飛沫感染防止の配慮をしております。教室の出入り口のアルコール消毒ボトルの設置と机上のパーテーション設置につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、令和3年度2学期から新たに実施している安全対策です。

また、対面式学習の制限や学校行事の見直し及び中止・制限につきましては、継続して行っております。

学校給食につきましては、配膳台・机を配膳前にアルコール消毒、配膳時のエプロン、マスク、三角巾、配膳用手袋着用の徹底、対面式の喫食の中止、黙食、食後の歯磨き中止等の安全対策を行っております。

また、コロナ差別への対応につきましても、教育の基本としている人権学習を中心に進めています。誰もが感染者・濃厚接触者になる可能性があり、決して責められたり不当な扱いを受けるべきではないことを、子どもの発達に応じて丁寧に指導を進めております。そして、学ぶ権利は子どもの人権の中心であり、生きる希望の中心であることを大事に受け止め、学びを止めない取組を展開しているところです。

次に、川西幼稚園での新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、登降園におけるマスク着用の推奨、家庭での検温・健康観察、登園時に体温チ



ェックシートの確認、園舎への出入り、昼食前後の手洗いの実施等を丁寧に進めております。園環境につきまして、園舎及び通園バスの抗ウイルス加工、保育室のドア等の開放、対面作業の中止、4人掛け机を1方向2人掛けにするなど、対面式の着席の中止、手洗い場にソーシャルディスタンスを保つテープ設置、給食の配膳は教職員が手袋着用により実施等の安全対策を講じております。

今後も、川西町の感染状況を注視し、一層の新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、学校・園における子どものストレスとメンタルヘルスへの配慮も欠かすことなく、安全対策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（堀 格） 阪本議員。

1 番議員（阪本 学） ありがとうございます。

まず、独居高齢者対策についてでございますけれども、感染症対策の国の基本的対処方針には、政府及び地方公共団体は、市町村が行う見回り等について適切に支援すると記載をされています。見守り等については、感染拡大に十分注意をされ、県とも連携しながら積極的に支援をお願いしたいというふうに思います。

それから、学校の安全対策についてでございます。

今、全国の学校では、大変試行錯誤しながら、先生方も御苦労されていると思います。川西の子どもが感染症にならないように、児童生徒には十分配慮をしていただき、大変な時でございますけれども、引き続きよろしくお願いをいたします。

それから、コロナ差別の相談はないということでございますけれども、しっかりと体制を整えていただき、もし何かあれば、しっかり対応していただきたいと思います。

それから、最後のハード面の整備状況についてでございますが、先ほども申し上げましたけれども、事故が起こってからでは遅いです。一日も早く整備されるよう強く要望していただきたい。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀 格） それでは、次に参ります。5 番 松村定則議員。

5 番議員（松村定則） 皆さん、おはようございます。5 番 松村定則であります。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

通学路における合同点検の実施についてであります。

今年6月、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生したことを受けて、7月9日、文部科学省、国土交通省、警察庁が、通学路における安全点検の実施に関する通知を発出されました。川西町での危険箇所の抽出は済まれたのでしょうか。県道天理王寺線出屋敷交差点は、国道24号線バイパス一般道の上りの終点となっております。

天理市二階堂南菅田町までの間1.1キロは現在工事中で、二、三年後には開通予定と聞いております。開通しますと、それぞれ右折車線が設けられ、東西約30メートル、南北約20メートルと、とても大きな交差点になるようです。京奈和自動車道東側より、上出屋敷地区やマンションのマック結崎などから小学生が川西小学校へと通学しております。

信号交差点において、歩行者が横断すると同時に同方向の車両が直進及び右左折するため、車両と歩行者が交錯し、交通事故が起こる危険性があります。この危険性を排除するため、右左折する車両と横断歩行者が交錯しないよう、歩行者と車両の通行を区分する方式の歩車分離信号への変更をお願いするものであります。

歩行者と車両を分離する歩車分離信号機は、通学路にある交差点の事故を防止し、あるいは減少させるために有効な手段の一つであると考えます。通学路の安全対策として、川西町のお考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） 松村議員から、今、八街の悲惨な交通事故のお話がありました。私も、あってはならないこと、この悲惨な人身事故について本当に考え直していかなければならないと胸に思い、心を痛めているところであります。

その上で、松村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

通学路における合同点検の実施状況につきましては、令和3年7月9日付で文部科学省より県教育委員会保健体育課を通して依頼を受けました。7月13日には、川西小学校へ危険箇所の報告を指示しております。7月27日、川西小学校から危険箇所の報告を受け、8月4日まで教育委員会において、住民の方から受けていた意見も加味し、危険箇所の取りまとめを行いました。その後、松村議員及び伊藤議員から、京奈和自動車道一般部について安全対策の御要望をいただき、8月23日に、交通安全担当の総務課と道路管理担当の事業課と教育委員会とで危険箇所17カ所についての事前打合せを行いました。来る9月13日には、中和土木事務所、天理警察署、川西小学校、小学校PTA、総務課、事業課、教育委員会で通学路の合同点検を予定しているところです。

川西町教育委員会といたしましては、この通学路における合同点検は、児童生徒の安全にとどまらず、川西町の住民の皆様の安全を守るための絶好の機会であると捉えております。

議員の御質問にあります京奈和道路交差点付近での歩車分離信号機案も含め、合同点検場所での安全対策につきましては、警察等の専門的な意見も伺いながら、川西町で取り組める安全対策は川西町で確実に実施し、川西町での実施が難しい対策につきましては、担当官庁等に強く要望し、働きかけてまいります。

今後も、川西町住民の皆様の安心安全のための取組を推進してまいりますので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（堀 格） 松村議員。

5番議員（松村定則） 御回答ありがとうございます。

以前、警察庁が、全国100カ所の歩車分離式信号を調査した結果、人身事故が約4割減少し、そのうち人対車両の事故は約7割減少するなど、安全面で大きな効果が認められております。車両と歩行者が青信号までの待ち時間が長くなりますので、設置に関しては押しボタン式の設置もあるようです。

実際、ここは奈良県道と国道との交差点になります。いろいろな面で交渉・協議が必要だと思いますので、早急なる御対応をいただきまして、早期に変更できますようお願いをしておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀 格） 教育長。

教育長（橋本宗和） ありがとうございます。ぜひ関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく応援をお願いいたします。

議長（堀 格君） では、次に参ります。8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、川西町の防災力向上についてであります。

私は、結崎団地自主防災組織及び防災士会の会長を務めています。また、川西町自主防災連絡協議会の会長を仰せつかっています。自主防災組織の活動を基に質問いたします。

阪神大震災のときに住民の救助活動の重要性が強く認識され、その後の災害対策基本法の改正で、初めて自主防災組織の育成が行政の責務の一つとして明記されました。そして、東日本大震災発生を契機に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織の育成が広がっています。

本町においては、平成23年度から各自治会で自主防災組織の立ち上げに着手し、平成25年には町全体で22の自主防災組織が発足いたしました。そして、22の組織を1つにまとめた自主防災連絡協議会が立ち上がり、町との合同防災訓練が始まりました。けやきホールでの避難所開設訓練、駐車場での防災訓練を実施してきました。今年で、自主防災組織が活動を始めて10年になります。コロナ禍が収まれば、自主防災連絡協議会の活動はこれまで以上にレベルアップして、実際に想定される災害に備え、町民の皆さんとともに防災意識の向上、防災訓練や避難訓練などに取り組んで、町全体の防災力の向上を目指していきます。それには町との協力体制を今まで以上に強固なものにしなければならないと考えています。

課題はいろいろありますが、これからの町の防災力向上に向けてどのように取り組んでいかれるのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

本町は、大和川水系の河川が集まる地形の環境から、特に洪水等による災害を受けやすく、近年において多発する豪雨や台風による風水害など、深刻さを増しているものと感じております。また、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震として、南海トラフ地震の被害も甚大になるものと想定されており、危惧しているところです。

私自身、消防団員から最後は団長まで長年務めていた父の姿を見て育ってきておりますことから、当然のごとく町民の皆様生命・財産を守ることは最大の責務であると考えておりますし、安全安心なまちづくりを目指して防災対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、議員も御存じのとおり、防災に対する取組は行政のみで完全に整えられるということではなく、平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救出された人の8割が地域コミュニティの人々によって救出されたとの調査結果も出ておりますし、東日本大震災を見ましても、災害時において行政の応急対応についても限界があることは明らかな現状がございます。

こうしたことから、行政の行う「公助」は当然でございますが、自分の命は自分で守る「自助」、地域の皆様が助け合い、皆の命を守る「共助」が併せて大切であるとも認識をしているところでございます。

本町におきましては、伊藤議員がお述べのように、平成23年度から、「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の高い御意識の下に組織されました各自治会組織の自主防災会や、その相互の連携、体制の強化などを目的として設置されました川西町自主防災連絡協議会が存在しておりまして、伊藤議員にも大変な御尽力をいただきながら、様々な活動が活発に行われてきたと聞いており、改めて参画・活動されている皆様に深く敬意を表するものでございます。

議員の御指摘のように、川西町の防災力強化には、まずは町民の防災意識の向上を図るとともに、この自主防災組織をさらに強化・活性化し、地域防災力の向上・底上げを図ることが大切であると考えております。そのため、町としましては、地域の防災リーダーとなる防災士育成の推進に積極的に取り組むとともに、こうした防災士による組織化、情報共有などにより、各自主防災組織への助言や指導を行っていただくことが、さらなる地域防災力の向上につながるものと考えております。

町として防災対策に努めて参ることは当然のことながら、自主防災組織として地域の皆様が一層御活躍いただき、地域防災力の向上につなげていただけるよう、町としてもその活動を御支援させていただきたいと考えている次第です。

また、これらの取組だけでは解消できない地域間の災害対策に対する意識の格差や、それぞれの自主防災会の構成員の特性に応じ、活動をカバーする

必要がある場合は、自主防災会、町消防や警察、さらには地元消防団などと連携した取組についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫） 川西町の防災力向上に向けての御答弁、ありがとうございました。

自主防災組織の強化、地域防災力の向上を図るために、防災士養成に積極的に取り組んでいただくとのこと。防災士が各自主防災会に増えることを期待します。防災士が多くなれば、川西町での防災士会を結成して、自主防災組織の助言や指導を行い、地域防災力の向上を目指していきたいと考えています。その際には、町の御支援をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 伊藤議員から御意見いただきましたとおり、防災という観点では重要課題ということで認識をしており、しっかりと取り組んでいく所存でございますので、引き続き御支援、御協力、また御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀 格） では、次に参ります。12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 本日、質問者のしんがりを務めさせていただきます、12番 芝 和也です。前の8人に続きまして質問をいたします。

小澤晃広町長には、さきの選挙戦を制されましての御就任、誠にありがとうございます。これから先、まず、お互い住民の皆さんに雇い続けてもらわないとなりませんが、それが続く限りは、住民の皆さんの意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町へと進めていくべく、この場も含め、様々に議論を重ねてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今般は、町政運営の基本とコロナ対応についてお伺いいたします。

町政運営に際しまして、町長は、昨日の本会議の所信でもお述べのとおり、シニアの生活支援の強化、子育て・教育の支援、人が集まるまちづくりの推進、行政改革の推進強化、この4つの柱を置いて進めていく旨、お示しですが、これらを進めていく上で、まず自治体の長として備えておくべき、持つべき視点はいかに置くべきか、その辺、どうお考えか、町長の御所見をお示しいただきたいと存じます。

次に、コロナ対応についてでございますが、今日、住民の皆さんをはじめ多くの国民が見抜き始めているとおおり、科学的な知見を無視したこれまでの政府の対応策が今日の感染状況を招いていることが、時間の経過とともにだんだんと現れてきている状況となってきているところであります。

コロナ等の感染症対応の基本は、やはり検査の徹底による感染者の識別に

あり、とりわけコロナの場合は、無症状の感染者の存在が少なくありません。こうした症状のない人が感染源になっていることが厄介な点であります。これを抑えるには、きちんと掌握して識別することが決定的でありますので、そこには検査体制をいかに整えるかが大きなポイントとなる問題であります。

変異を繰り返すウイルスですけれども、今日のデルタ株は、その感染が大人に比べて少ないとされてきた子どもにも及ぶことが確認されていることから、学校等での感染対策の徹底が一層図られているところでありますが、加えて、保育所や幼稚園、小学校や中学校の現場で働く教員及び職員の皆さんなど、大人への検査体制を確保して、定期的にこれらの皆さんが検査を受けることができる体制を整えておく、手だてを確立していくことが重要であると心得ます。

これらの方策をいかにお考えになるか、この点についても町長の御所見をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） 芝議員から御質問いただきました町政運営の基本姿勢について、まずお答え申し上げます。

既に昨日の所信表明や弓仲議員の御質問への答弁でもお話しさせていただいたこととかぶる部分もございますが、私がまず町政運営の基本姿勢として大切にしたいと思っておりますのは、川西町行政役場の本来の存在意義、目的であります「川西町での暮らしをよりよくする」、これをしっかりと目指していくということです。そして、もう一つは、未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町をつくっていくということです。今存在する川西町は、先人の皆様の功績によってつくられてきたものであり、私たちも、今私たちがよいだけではなく、未来世代にも自信を持って引き継いでいくことができる町をつくっていかなければならないというふうに考えております。

そのためには、川西町が“ワンチーム”になり、進んでいくことができるよう、私がまず「謙虚に、前向きに」の姿勢を大切に、町長として一生懸命に頑張っていくことが重要であると考えております。

また、近年の社会環境の急激な変化の中で、変化の波に飲み込まれることなく、それを乗りこなす、また、生かしていくことが必要であると考えております。それには、前例主義にとらわれず、私自身が社会の変化をしっかりとつかみ、ビジョンと意志を持ってリーダーシップを発揮していくことが必要であると考えております。

さて、基本姿勢として、「川西町での暮らしをよりよくする」「未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる町をつくっていく」、この2つを掲げているわけですが、この2つは同時に両立し、目指すことができる場面もあると考えております。一方で、まさに今をよくするこ

とを考えるのか、今を我慢して将来のためを考えるのかと選択をせねばならない場面も出てくるというふうに認識をしております。また、行政におきましては、法令上の制限や財源、人的資源の限界にぶつかることも承知をしておるところです。こういった選択の場面におきまして、私も日々しっかりと向き合ひまして、これまで以上に創意工夫や効率化により、川西町のポテンシャルを高めていきながら、皆様の御意見を伺い、そして、共に考えさせていただきながら、今も未来も両立してよくなっていくことを目指して町政運営を進めていきたいと考えております。引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、御質問いただいておりますコロナ対応について御説明を申し上げます。

現在、第5波の感染拡大期にあり、デルタ株が猛威を振るっている現状でございますけれども、学校、幼稚園、保育所、子ども園で勤務されている教職員等大人への検査体制を確保し、定期的に検査を受けることが可能となる手だての確立が重要であり、これらの方策をいかに考えるか、とのことでございますけれども、第27回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料では、「ワクチン接種を積極的に進めることで感染者の発生を抑制することができる」といった考えでございましたり、「ワクチン接種率の低い都府県に緊急事態宣言が多く発令されている現状であることから、奈良県ではワクチン接種を進めることで感染者数の減少を目指す」とされております。

川西町においては、令和3年9月1日に、希望される16歳以上の1回目の接種をおおむね完了し、今後、12歳から15歳の方への接種、今まで平日の集団接種で接種を受けてこられなかった方への集団接種を1回目の接種として、9月18日土曜日、9月25日土曜日、2回目の接種を10月9日土曜日、10月16日土曜日に行う予定をしております。これにより、川西町として県の目指すワクチン接種を進めることにより、感染者数の抑制を達成していくことができると考えておるところです。ただ、効果がどれだけあるのかということの評価することは時間がかかるものと認識をしております。

一方、厚生労働省や文部科学省から、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、学校や保育所に対して抗原簡易検査キットが配布されることとなっております。学校や保育所等の教職員や従事者に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止するという観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるように配布されるものであります。教育委員会管の川西幼稚園、川西小学校、式下中学校に対して、同感染症に関する抗原検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キット50個が9月中に配送される予定となっております。出勤前に体調が悪いことを自覚した場合は、出勤せず、医療機関で受診することを徹底していただくこと、また、本事業で配布される抗原検査簡易キットは、体調確認アプリなどを活用しつつ、出

勤後に体調悪化を自覚した場合などに使用していただくものとなっております。また、検査キットを使用する前に、連携医療機関と連携して、医師による診察・診断を行うことができる体制を構築することも必要となります。

以上につきましては、芝議員が提案されております定期的に検査を受けることが可能となる手だての確立とは少し意味合いが違うと思いますけれども、さらに、定期的に検査を受けることができるように予算措置を講じる必要があるかどうかにつきましては、今後の感染の状況や近隣市町村の動向等も注視しまして、今後も一つの方策として検討を続けてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、御回答とさせていただきます。

議長（堀 格） 芝議員。

12番議員（芝 和也） まず、基本姿勢ですけれども、町長が示されましたように、謙虚で前向きな姿勢で臨んでいって、前例主義にとらわれんと、ビジョンを持って臨んでいくと。それは大いにその方向でやってもらったらいと私は思います。そうしたことを進めていく上で備えておくべき視点は、自治体の長としていかにあるべきかというふうに思いますが、やはりそこは憲法であり、憲法にのっとって定められたルールにのっとって進めていくということではないかと思えます。

自治体運営でいきますと、やはり地方自治法ということになると思えますし、その第1条の2では、住民の安全と福祉の増進に努める、これが自治体の仕事やということに示されているとおおり、やはりまずはそこに視点を置いて、あらゆる方面で尽くしていくものというふうに私は見ているんです。町長もこの辺は共有できると思えますが、その点、いかがでありましょうか。御所見をお願いします。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） 基本姿勢についてはその姿勢でいきたいというところで、当初述べさせていただいております、川西町での暮らしをよりよくしていくということが、まさに今お話しいただきました生活・福祉の増進を進めるといふことと方向性は同じ方向を向いているという認識でおりますので、その観点も大切にしながら進めていく所存でございます。

議長（堀 格） 芝議員。

12番議員（芝 和也） 考え方、見方の要としては、憲法で言えば25条が要になってくると私は思っているんです。25条の条文は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、こういうふうに規定されていまして、はっきりと住民・国民の権利をここで宣言しているということになっていきますので、これが要かなと私は思います。

この25条をめぐってなんですけれども、紹介しておきますと、もう60年



ほどたつんですけれども、この25条をめぐって一つの裁判がありました。今日の社会保障の礎となった人間裁判というふうには呼ばれているんですけども、朝日訴訟という裁判がありまして、地裁段階で、ここで言う最低限度の水準というのは、その時々行政の予算配分によって左右されるものではなくて、むしろ指導支配されるべきだとされました。その60年前当時は、この25条の条文、さっき国民の権利が宣言されていると言ったあの条文が、努力目標という形で考えられていた、そういうことが大勢やった時代にこの判決が出まして、行政の予算配分によって左右されるのと違って、それは予算を指導支配していかないかんとということがこの裁判で示されたことによって、それが今日に至る社会保障や行政の基本的な予算配分の視点として脈々と生きてきているというのが要にあると思います。

私が思っているのは、予算によって左右されるというのと違って、指導支配せなあかんといい言分は、平たく言えば、まずは予算で町長が言う住民の皆さんの暮らしの前進のために使っていく、その上でその他のことに充てていく、そういう予算配分やと。予算によって暮らしを支えるのが左右されるのと違って、そこは指導支配されなあかんと。まずはそこをして、その上でその他のことに充てていくと。これが貫かれている25条の精神というふうに思っているところであります。

そこら辺、町長もぜひ研さんいただきまして、今後に生かしていただければと存じます。僭越ながら紹介をさせていただきます。

続いて、2点目、コロナの検査体制についてお伺いをいたします。

結論から言いますと、検討の余地あり、検討はしていくということであったかと思えます。コロナの検査体制についてでありますけれども、感染拡大を抑えていく上では、やっぱり無症状の感染者を見つけて識別していくということが基本中の基本になると思えます。検査の必要性について、町長はいかがお考えになりますか。

議 長（堀 格） 町長。

町 長（小澤晃広） コロナ対応における検査の必要性というところでございますけれども、検査がみんな、日々できるのであれば、それにこしたことはないと思うんですけれども、検査した時点は大丈夫であっても、時間がたてば大丈夫かどうか分からないというのがコロナの特性でもありますので、それを毎日やるということには限界があるというところが、ぶつかっている壁なのではないかというふうに私は認識しております。

検査につきましては、今の状況がございまして、必要に応じて検査の機会を考えていくことが必要と思っておりますので、今回、国から参ります検査キットを必要と思われるときに有効に活用していくということをもまず考え、今後どのようなコロナの感染状況の広がりとかが見えてくるのか分かりませんが、その状況に応じて、そういった対策が必要かどうか、また有効かどうかを見極めて検討していきたいと考えておる次第です。

議長（堀 格） 芝議員。

12番議員（芝 和也） 現状のこれからの手だてというのはそういうことやと思うんです。検査の必要性ということは共有できる部分ではないかなと思うんですけども、ただ、さっきも触れましたように、結局、感染が拡大しているのは、無症状の感染者の方が、ご本人は無症状ですから全然自覚なしですけども、おられますので、それが感染を拡大していくということになるので、その無症状者かどうかを検査で確認していくということが一番の検査の決め手になってくると思います。

ですから、事業所、施設関係などは、職員さんから利用者さん、入院患者さん等々にうつしたら大変ですので、そこは事業所ベースで定期的に検査をして、職員からうつさんように、無症状感染者の方が利用者さんのところへ行ってうつしたら大変ですので、それをやめとこうと、こういうことになっています。だから、手だてとしては、国も全国の学校に配布しましたけれども、紹介ありましたように、川西町で幼稚園から中学校までで50ですので、何かちょっと変やなと思ってもお医者さんに診てもらわれへん方をそれでまずは検査しようということには対応できますけれども、定期的な検査——毎日とは相当の頻度ですけども、一定の定期的な、週1か月に2回か分かりませんが、そういう定期的な検査としてもそれは間に合いませんのでね。事業所等ではそういうことで、検査をしてうつさんようにということですから、それを行政レベルで言えば学校、特に子どもにその職員・教員からうつせば大変なことになりますので、それを防げる手だてはこれやと思いますので、そこら辺の取組なんです。考えはいかがでありますでしょうか。検討は検討やということなんですけど。

議長（堀 格） 町長。

町長（小澤晃広） おっしゃることも理解させていただきます。

一方で、今、ワクチンの接種が進んできているわけですのでございますけれども、ワクチンを接種したから大丈夫というような形で気が緩んでしまって、マスクの着用がおろそかになっていたりとかということもテレビ等では報道されております。検査をしたときは大丈夫かもしれませんが、その後はどうか分からないので、検査をしていようがしていまいが、ワクチンを接種していようがしていまいが、感染をさせないというところの体制、また取組の徹底ということがまずあるべきというふうに考えておりますので、それを徹底していった上で、検査ということがより有効であるかどうかを見極めて検討させていただきたいなというふうに考えます。

以上です。

議長（堀 格） 芝議員。

12番議員（芝 和也） ぜひ検討していただいて、要は検査で無症状者を見つけて識別することにあると思いますので、行政が管理する、大事な子どもさんを親御さんから預かっている現場において、その職員からうつさない、この

徹底ということで、ぜひよろしく願いしておきます。  
議長（堀 格） これをもちまして、一般質問を終わります。

続きまして、日程第２、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第３号、川西町手数料条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、議案第４９号、山辺県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの総括質疑であります。質疑通告の提出がありません。よって、総括質疑を集結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前１１時１７分 散会）

# 議 事 日 程

総務建設経済委員会  
厚生文教委員会

## 総務建設経済委員会議事日程

令和3年9月13日（月） 9時00分 開議

11時52分 閉会

日程第1 承認第3号 川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分について

日程第2 認定第1号 令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出 款1 議会費  
款2 総務費  
款5 農商工費  
款6 土木費  
款7 消防費  
款9 公債費  
款10 諸支出金  
款11 予備費

歳入 上記関係歳入

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉

日程第3 令和2年度川西町水道事業会計決算について

日程第4 令和2年度川西町下水道事業会計決算について

日程第5 議案第44号 令和3年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款1 議会費  
款5 農商工業費 項1 農業費  
項2 商工費

歳入 上記関係歳入

日程第6 議案第47号 令和3年度川西町下水道事業会計補正予算について

出席委員

委員長 弓仲 利博

副委員長 芝 和也

委員 中嶋 正澄

石田 三郎

伊藤 彰夫

福山 臣尾

議長 堀 格

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広

副町長 森田 政美

総務特別参事 江畑 幸男

理事(事業担当) 山口 尚亮

総務課長 石田 知孝

総合政策課長 喜多 勲

税務・債権管理課長 西川 直明

事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣

デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也

議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

## 厚生文教委員会議事日程

令和3年9月14日(火) 9時00分 開議

10時50分 閉会

日程第1 承認第3号 川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分について

日程第2 認定第1号 令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款2	総務費	項1	総務管理費	目12	特別定額給付金
					目13	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業
			項3	戸籍住民基本台帳費		
	款3	民生費	項1	社会福祉費		
			項2	児童福祉費		
			項3	人権施策費		
	款4	衛生費	項1	保健衛生費		
			項2	清掃費		
	款8	教育費	項1	教育総務費		
			項2	小学校費		
			項3	委託費		
			項4	中学校費		
			項5	幼稚園費		
			項6	社会教育費		
			項7	保健体育費		

歳入 上記関係歳入

〈国民健康保険特別会計〉

〈後期高齢者医療特別会計〉

〈介護保険事業勘定特別会計〉

日程第3 議案第44号 令和3年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費		
	款3	民生費	項1	社会福祉費		
			項2	児童福祉費		
	款4	衛生費	項1	保健衛生費		
	款8	教育費	項5	幼稚園費		
			項6	社会教育費		

歳入 上記関係歳入

日程第4 議案第45号 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算につ

いて

日程第5 議案第46号 令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第6 議案第48号 川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第49号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について



出席委員

委員長 松村 定則

副委員長 福西広理

委員 寺澤 秀和

安井 知子

堀

格

阪本

学

副議長 福山 臣尾

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広

副町長 森田 政美

教育長 橋本 宗和

総務特別参事 江畑 幸男

理事(新型コロナウイルス担当) 奥 隆至

理事(教育担当) 吉岡 秀樹

住民保険課長 大西 成弘

健康福祉課長 中森 委香

長寿介護課長 栗林 美子

会計管理者 岡田 充浩

総務課長 石田 知孝

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也

議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 3 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 3 号 )

令和 3 年 9 月 2 4 日

令和3年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和3年9月24日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和3年9月24日 午前10時00分 宣告	
出席議員	1番 阪本 学      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 理事 奥 隆至      理事 吉岡 秀樹 理事 山口 尚亮      総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲      税務・債権管理課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘      健康福祉課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子      事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程と同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	9番 石田 三郎 議員	10番 寺澤 秀和 議員

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和3年9月24日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 総務建設経済委員会委員長 承認第3号、認定第1号～認定第3号、 議案第44号、議案第47号 厚生文教委員会委員長 承認第3号、認定第1号、 議案第44号～議案第46号、 議案第48号、議案第49号  討論・採決 承認第3号、認定第1号～認定第3号、 議案第44号～議案第49号
	(追加日程)	
追第1	議案第50号	令和3年度川西町一般会計補正予算について
追第2	同意第4号	副町長の選任について
追第3	発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書
追第4	発議第4号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しない事を求める意見書

(午前10時00分 再開)

議長(堀 格) 皆さん、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る9日の定例会において上程され、各委員会に付託いたしました承認第3号、認定第1号から認定第3号及び議案第44号から議案第49号までの承認案1件、認定案3件、議案6件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員長 弓仲利博議員。

総務建設経済委員長(弓仲利博) 総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年9月9日の本会議におきまして総務建設経済委員会に付託を受けました議案審査の経過と結果の概要について御報告申し上げます。

当委員会は、9月13日に委員会を開催し、付託されました承認案1件、認定案3件、議案2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてのうち、当委員会所管分については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算についてのうち当委員会所管分についてであります。

一般会計歳入ですが、質疑はありませんでした。

次に、歳出については、各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告といたします。

まず、議会費ですが、質疑はありませんでした。

次に、総務費では、地球温暖化防止対策や文化会館の防災対策、設備整備工事の今後の進め方、ふるさと納税制度の町としての取り組み方、地域公共交通の構想と今後の方向性、コロナ対策について、コロナ対策における減収対策となる財源の補填策、そして、滞納の回収における現在の進捗状況と滞納者に対する納付の方法や指導について委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、農商工費では、地域ブランドである結崎ネブカのブランド化としての位置づけと、出荷量の状況や出荷量減少の要因と生産量を増加させるための支援方策、そして、大和平野土地改良区賦課金の今後の対応などについて各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、土木費では、京奈和自動車道側道と県道天理王寺線の交差点への歩道橋設置に対する現在の状況や町内の道路舗装工事の実施計画、住宅の耐震診断・改修助成とリフォーム助成及びブロック塀助成制度への自治体としての取組、町営住宅の管理戸数及び活用の方向性と維持管理、また、町営住宅入居概要、入居要件における同性パートナーやLGBT制度化を含めた考え方、そして、住宅使用料滞納の回収状況などについて各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、消防費では、浸水災害に対する防災への備えと今後の取組や大災害時における住民の復興・復旧支援に係る制度等の整備などについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、公債費では、財務状況の今後の見通しや人件費の考え方などについてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、諸支出金及び予備費ですが、質疑はありませんでした。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、債権の返済状況について、償還が滞っている債権の動向や住民に対する制度の説明などについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

なお、本案件について、各委員からの主な要望・意見については次のとおりです。

- 一、コロナ対策について、必要に応じ行政が支えるという心構えを持って対応されたいこと。
- 一、結崎ネブカのブランドを守っていくという取組を引き続き行うこと。
- 一、ウンカ被害等の支援について、大和平野賦課金を補助するというような一様なものではなく、農業従事者に対し本当に必要とされる支援を検討し、対応すること。
- 一、京奈和自動車道側道と県道天理王寺線交差点の安全確保の観点から、歩道橋設置について関係機関に対し強く訴えること。
- 一、マンホール蓋改築工事実施箇所以外の傷んでいる生活道路もあるので、引き続き道路舗装・補修を行うこと。
- 一、両子どもセンターの耐震に対する対応を教育委員会と協議し、適切に行うこと。
- 一、公営住宅の適正な管理戸数については、住宅審議会で議論した経緯を踏まえ、今後の方向性を検討すること。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも詳細に答弁いただきましたが、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、承認第1号は、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてであります。

まず、有収率の増加理由や、令和7年度に予定する県域水道一体化までの重要管布設替工事の進捗状況、県域水道一体化におけるメリット、デメリット

トを含めた住民への周知方法、県域一体化への参入判断、そして、水道料金の基本料金に対する一般財源の導入の是非などについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁いただきましたが、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で、認定第2号は、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてであります。

マンホール蓋改修工事の計画期間や改修工事で材料支給した場合の事業費への抑制効果などについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、認定第3号は、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

まず、歳入ですが、質疑はありませんでした。

次に、歳出については、各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告といたします。

議会費では、議場マイク更新整備へのコロナ交付金の充当について委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、農商工費では、農業意向調査の実施理由や、農業施設改修工事で土地改良適正化事業を活用しなかった理由などについてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査及び審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀 格） どうも御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員長 松村定則議員。

厚生文教委員長（松村定則） 議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年9月9日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、9月14日に委員会を開催し、付託されました承認案1件、認定案1件、議案5件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行

いました。

まず、承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてのうち、当委員会所管分については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算についてのうち、当委所管分についてであります。

まず、一般会計歳入ですが、質疑はありませんでした。

次に、歳出ですが、各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、マイナンバーカードの交付状況やマイナンバーカードを利用した行政手続の活用状況と今後の利活用などについて各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、民生費では、障害福祉計画策定で見えてきた課題と今後の取組や、シルバー人材センターの運営費負担金の算定根拠と同負担金の使途及び川西町在住の登録会員数、シルバー人材センターが請け負った剪定作業に関する金銭の授受方法、保育園利用状況と待機児童の状況、保育園入所認定における在園児の優先入所、学童保育所の指導員不足解消に向けた今後の方針、学童保育所の増設計画の進捗状況、今後児童数が減少に転じた際の学童保育所増設に係るリスク、そして、学童保育の目的と内容などについて各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、衛生費では、新型コロナワクチン接種関連システム改修でのほかの予防接種との併用と新型コロナワクチン個別接種の対応などについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、教育費では、就学援助のうちコロナの影響による準要保護世帯の状況やGIGAスクール構想の1人1台端末の実際の活用事例、プログラミング教育とオンライン授業の取組、地区別懇談会の実績、管理職の人権教育や地区別懇談会への関わり方、そして、島の山古墳の用地購入に係る財源などについて各委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

次に、国民健康保険特別会計では、国保の滞納繰越分の収納状況と収納率アップの手法などについて委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、質疑はありませんでした。

次に、介護保険事業勘定特別会計では、75歳以上の介護認定を受けていない人へのキャッシュバックについて委員より質疑があり、いずれも詳細に答弁を受けました。

なお、本案件につきまして、各委員からの主な要望、意見については、次のとおりであります。

- 一、障害者の支援をしていく上で、自ら困っていることを訴えることができない人に対するアプローチができる体制を整えること。
- 一、学童保育所増設事業の進捗状況について、今後も随時説明すること。



一、ホームページ上において国保保険料の算定ができる方法について検討すること。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、認定第1号は、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管部分についてであります。

まず、歳入では質疑がありませんでした。

次に、歳出については、各款ごとに審査しましたので、款ごとの報告いたします。

総務費及び民生費では、質疑はありませんでした。

次に、衛生費では、項1保健衛生費 目2予備費 節8報償費の看護師謝金の補正内容の説明と内訳などについて委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

次に、教育費では、項5幼稚園費 目1幼稚園費 節12役務費の通信運搬料の補正内容の説明と内訳などについて委員より質疑があり、詳細に答弁を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第46号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、議案第48号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第49号、山辺県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても審査及び調査できるように議決されんことを望みまして、厚生文教委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀 格） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。それでは、ただいま総務建設経済

並びに厚生文教の両常任委員長から報告がありました、今般上程の承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてより、議案第49号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてまでの承認案1本、認定案3本、議案6本に対する討論を行います。

態度表明であります。認定第1号の令和2年度の一般会計・特別会計決算について及び認定第2号の令和2年度川西町水道事業会計決算については反対、その他の承認案並びに各議案については、いずれも賛成するものであります。

まず、認定第1号の令和2年度の一般会計並びに各特別会計の決算についてであります。

一般会計に関してであります。今なお続くコロナの問題と、決算年度の半年前に引き上がった消費税率の影響から、消費購買力が依然伸び悩んでいる状況にあって、コロナ起因による休業や休職の問題等々が絡んできて、住民生活においては厳しい側面があらわになった年であることは、皆さん御承知のとおりであります。コロナ交付金等を活用しながら、各種の支援策を講じながら対応したところであります。減収に対する補填策では町独自の取組がほとんど手つかずに終わり、手だてについて議論は重ねましたが、前町長の意向としては、この分野は国と県に任す姿勢に終始されたことが記憶に残っているところであります。

やはり地方自治体は住民に一番身近な行政主体でありますので、事情をつぶさに把握できるメリットをしっかりと生かして、かゆいところに手が届く対応が求められるところであり、これを教訓に今後には生かされんことをまずは求める次第であります。

決算年度の施策の中身については、前町政の下での取組でありますので、直接小澤町長に問うものではありませんが、今般若干議論いたしましたように、首長としての視点の置き方として、住民目線に立つことはもとより、予算配分にあっては、施策の中身が予算の有無で左右されることのないように、しっかりと指導支配することがその立ち位置になると心得ます。言い換えますと、まずは住民の暮らしに充てて、その上で他の取組に生かしていくということであり、この観点から新年度の予算編成に当たられんことを改めて申し上げる次第であります。

本町がこれまで積み上げてまいりました各種住民施策の取組は、住民の皆さんの声を酌み上げてきた、その積み重ねでありますので、これらを生かしながら、先進自治体の取組に学ぶところは大きい学び、町長が柱に据えるシニアの生活支援、子育て、教育の支援、人が集まるまちづくり、行政改革の各分野において大いに生かされんことを求める次第であります。

決算年度の取組におきましては、子ども医療費の対象年齢の引上げ、その範疇に母胎を加える問題、給食の無償化、中学入学時の制服支給、加齢に伴う聴覚障害支援策、高齢者への配食サービス、納税の意識醸成策、地域交通

の充実、災害被害防止策や避難対応、起業者支援や住宅リフォーム助成制度等の地域経済活性化策等々、議論が平行線で経過し、課題が積み残されている問題が多々ありますので、今後、町政運営において取り入れるべく鋭意計画されんことを求め、決算認定につきましては、これらの課題の解消と進捗を見て判断することとし、前町長時代の積み残しとして不承認といたします。

次に、国保と後期高齢者医療保険についてであります。社会保障としての我が国の医療保険制度の要になる保険会計であります。国保も後期のようにより一本化にくるべく、その準備が進められている渦中にありまして、一本化の折には、本町の場合、2割増が見込まれているのか現状です。今後、課税権限者である町長がその負担増分を賦課することになるわけですが、算定した保険料を賦課することは可能ですが、負担能力を既に超える皆さんには、幾ら賦課したとしても、支払能力を超えている以上、どうすることもできない問題が新たに発生することは避けられません。この問題は、法定軽減対象者は本町の場合おおむね7割程度に達している状況です。その割合は増加傾向にありますので、対策はあってしかるべきです。住民税において非課税の方が保険税では課税される仕組みになっていることが、そもそも制度上の大きな矛盾にほかなりません。加えて、何の収入もない子どもにも均等割を賦課する仕組みになっていますので、ここがサラリーマンの皆さんが加入する社会保険と大きく異なる点であります。幸いこの点では、未就学児は解消される方向が国において示されましたので、一定の前進ではあります。根本的な解決には至っておりません。

また、国保の傷病手当ですが、被用者にのみ適用のため、個人事業主などが制度の外という問題が生じておりまして、これも解決が迫られている問題であります。既にこの状況を補完すべく歩み出している自治体も全国にはありますので、国に対して制度の改善を求めることはもとより、その間の手だてを講じるなど、これらの対応策も平行線のままでありますので、今後に期待するところであります。こうした課題について課税権限者である町長としてしっかりと受け止められまして、改善策を見出すべく取り組まれんことを強く要請する次第であります。

決算認定につきましては、課題に対する取組姿勢を見て判断することとし、前町長時代の積み残しとして、こちらにも不承認といたします。

次に、介護保険については承認いたしますが、当該年度は、第7期事業計画の3年目、最終年に当たりまして、次年度の事業計画を策定し、新たな保険料の算定等を取り決めた年でありました。当保険も医療保険同様に、住民税非課税者であっても保険料が賦課され、年金から引き落とされる仕組みになっています。天引きですので滞納問題は生じませんが、先に引かれる以上、生活費が底をつくという問題が起こることになるのがこの仕組みであります。介護保険は自治体の手出しの余地が厳しく戒められていますので、保険料の抑制措置については国への要請を強く求めることを申し述べておきます。

また、取組としましては、保険料算定の所得階層の累進性をより強めるべく、所得階層の多段階化に取り組む自治体が少なくありません。自治体の工夫の現れですので、こうした事例は取り入れてしかるべきと存じますので、次の見直しの際は、保険料抑制に向け、取り入れられんことを強く要請しておきます。

認定第1号の最後、住新特会であります。

本会計は、過去の貸付事業の事務に起因する問題で、今日その回収が滞り、事実上の焦げつきが生じてきているという問題でありまして、その後始末は住民全体で拭うことになるのが事の顛末になりますので、その内実を明確にして経緯を説明し、住民の合意と納得を得ることが不可欠の問題と心得ます。これを放置して、説明がないままでも会計処理を粛々と進めることは、現に今日までのところはその状態が続いていますので可能ですが、税金の使途としては全くふさわしくありません。

こうした問題は、しでかした当事者はなかなかやりにくいのですが、幸い、自治体責任者の首長さんは選挙により入れ替わりが起きますので、そのときがタイミングと心得ます。私がこの問題を議論する首長さんとしては、小澤町長で4人目になりますが、最初の2人は当事者でありました。前町長と小澤町長は、事務執行時の当事者ではありません。ですから、前町長にも再三申し上げましたが、残念ながら説明には至りませんでした。これは、タイミングを逃すと、また機会を失いかねませんので、新たに就任されまして、全ての実情に目を通されているこの機に、ぜひつまびらかに住民説明を実施し、事後処理に臨まれんことを申し述べる次第であります。

決算認定につきましては、これらの課題の解決と進捗を見て判断することとし、今般は、前町長時代の積み残しとして、こちらも不承認といたします。

認定第1号については、以上のとおり不承認であります。

次に、認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてであります。

有収率も向上し、人件費など、人事の配置により経常収支への影響を抑えるべく努力を講じ、収支についても順調な運営を継続させながら安定供給に努めておられることに対しては、敬意を表する次第であります。

本町の水道事業は、来春から磯城郡での広域化が始まりますが、さらに3年先には県統合を控えている状況です。現時点では、この県一本化のメリットとデメリットが示されておりません。磯城郡広域化は、補助金の関係で、水道管の更新において資金的に有効に働いていることがずっと説明されてきていますが、奈良県水道になるとこれは働きませんし、水道料金も、本町は統合予定の自治体間比較では下から3分の1ぐらいのところの位置しますので、ならしめますと必然的に上がらざるを得ない状況が容易に想像できますが、ここがどうなるかは、いまだ明らかにされておりません。

本町の水道は既に県水100%ですので、配管をして、仕入れた水を小売

りしているにすぎませんが、県一本化になってもこの状況は全く同じでありながら、もし料金が引き上がるとなれば、「何で」という疑問が湧いて当然の話になりますので、コスパのみにとらわれてはなりません、メリット、デメリットを含めた住民説明を十分に果たすことが求められます。時間は3年です。あってないようなものですので、決して経過の事後報告とならないよう、説明を尽くされんことを強く要請しておきます。

また、本会計では、基本料金の有無について積年議論を重ねているところでありまして、住民サービスの観点からして、水道事業も一般行政サービスも全ての住民が等しく利用できる点において何ら変わりがないサービスとして今日運営されていますので、あえて特別に別途基本料金を取る必要はないのではないかという議論であります。これは、ここに税金を入れるとなると、企業会計独立の原則に引っかかってくるのことから、議論は平行線の域を出ないんですが、水道法の趣旨は住民の福祉の増進に努めることでありますから、それに反するならば、この原則の逸脱などあり得ませんが、そんな話ではありませんし、あくまで住民サービスの一環で取り組んでいる自治体の事業でありますから、そこは自治体の持つ含み、幅というものがあっても何の不思議もありませんし、矛盾も生じません。むしろ、今進められている水道広域化のほうが、こうした趣旨からしたら遠のいていっていますので、こちらのほうが矛盾ということになると存じます。

さきにも述べましたように、収支の安定に努めていることから、今後の料金変動時には、価格の安定に向けて、料金の据置きや基本料金の置き換えには、本サービスを一般行政施策として捉え、その分繰り入れるなど、工夫の余地が残されているのが本会計と判断している次第であります。

こうした観点で大いにもんでいただきまして、住民の皆さんにとってプラスに働く方向性をお示しくくださらんことを申し上げておきます。

決算認定につきましては、小澤町長のこうした観点からの判断が示されてからとして、当該年度は前町長の積み残しですので、こちらも不承認といたします。

以下、認定第3号から議案第49号までの7議案につきましては、いずれも賛成するものであります。このうち、議案第44号の令和3年度の一般会計補正予算において、議場のマイク設備更新の財源の一部にコロナ交付金を充てている件について、議会設備は一般財源で対応して、コロナ交付金は住民に向けて用途を見出すよう質疑をしましたが、答弁はなかなか煮え切りませんでした。町長も承知のとおり、コロナは長丁場になっていますので、対応する手だてもおのずと必要になることから、コロナに起因した減収分を補うすべなど、住民向けの手だてとしての活用法等追求するよう、改めて申し述べておきます。

以上、承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてより、議案第49号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更に関

ついでまでの承認1本、認定3本、議案6本、全10議案に対する討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ありませんか。

8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） それでは、承認1件、認定3件、議案6件、併せて10件、全て賛成の立場で討論いたします。

承認第3号は、法律の改正により、川西町手数料条例等の一部改正を専決処分したものであり、早急に対応すべき案件と認められますので、承認いたします。

認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について。

一般会計では、歳入が72億3,665万円、歳出69億2,694万円、歳入歳出差引額は3億971万円と、黒字となっており、実質公債費比率8.0と、財政指標の面からも良好となっています。特徴としましては、令和元年度の歳入決算額より約19億円多くなっています。主な事業は、新型コロナ対策事業に12億円、土地開発公社貸付金に7億円、結崎駅周辺整備事業に3億7,000万円、GIGAスクール構想に6,000万円、そして、経常的に必要な経費として、子ども・子育て事業、高齢者・障害者福祉事業、教育委員会関係費、道路交通安全事業費など、全て町民生活に必要な事業に支出されており、健全財政と判断し、一般会計の決算については認定すべきものと考えます。

特別会計では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業勘定特別会計、合わせて約20億円の決算となっています。それぞれ法律・制度に基づき予算執行されており、認定といたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、実質収支はマイナスとなっていますが、これは、翌年度歳入繰上充用として処理されていますので、会計処理上、何ら問題はありませぬ。現段階で取り得る会計的手段としては、繰上充用が最も適切であると判断できますので、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算は認定といたします。

認定第2号、川西町水道事業会計決算について。

水道事業は、地方公営企業法により、事業運営に要する費用を独立採算制の原則に基づき、水道料金については税金によらず、応益負担の原則を守り、事業収入をもって充てるとされています。令和2年度の決算については、収益的収入及び支出の会計については、2,443万円の黒字で、適切な収支となっています。資本的収入及び支出の会計については、水道事業を維持する上で欠かすことのできない支出であり、収入の不足分5,659万円は、過年度分損益勘定留保資金などから補充されており、適切に会計処理されていると認められるので、認定すべきものであります。

認定第3号、川西町下水道事業会計決算につきましても、地方公営企業法により、下水道事業も独立採算制の原則に基づき、応益負担の原則を守り、

事業収支をもって費用に充てるとされています。令和2年度の収益的収入及び支出の会計については、193万円の黒字となっています。資本的収入及び支出の会計については、不足する額はなく、いずれも適切な収支となっています。一般会計からの負担金につきましても、住民の料金負担のバランスから考えて適切なものと判断できますので、認定いたします。

議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算については、6,471万円を追加し、合計48億3,920万円となっています。追加するものとしては、新型コロナ対策関連では、議場中継設備の整備、ワクチン接種委託料の追加、幼稚園の感染予防対策など、また、ぬくもりの郷の非常放送設備更新、農地に関する意向調査などがあり、いずれも今年度内に実施すべき事項であることから、賛成するものであります。

議案第45号と議案第46号の特別会計補正予算、議案第47号の下水道事業特別会計補正予算についても、必要な追加補正であると認められますので、賛成といたします。

議案第48号の条例の一部改正、議案第49号の規約変更についても、何ら疑義はなく、賛成するものであります。

以上10件、全て賛成とし、討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

承認第3号、川西町手数料条例等の一部改正する条例の専決処分についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも承認するものです。

承認第3号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成全員であります。よって、承認第3号は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、認定第1号、令和2年度川西町一般会計・特別会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも認定するものです。

認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成多数であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和2年度川西町水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、認定するものです。

認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成多数であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和2年度川西町下水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、認定するものです。

認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成全員であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第44号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第47号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算についてまでの4議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第44号から議案第47号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(堀 格) 賛成全員であります。よって、議案第44号から議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は、可決するものです。

議案第48号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)



議長（堀 格） 賛成全員であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は、可決するものです。

議案第49号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成全員であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、町長より、議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算について及び同意第4号、副町長の選任について並びに会議規則第14条の規定により、12番 芝和也議員ほか3名から、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書及び12番 芝和也議員ほか2名から、発議第4号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書が提出されております。その写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、同意第4号、副町長の選任について、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書及び発議第4号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算について、追加日程第2、同意第4号、副町長の選任について、追加日程第3、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書及び追加日程第4、発議第4号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） 議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者の支援に係るものでありまして、先般、国から追加内示のあった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠（事業者支援分）を活用して行うものであります。

歳出予算として、第2款総務費の新型コロナウイルス感染症対応事業費において、事業所支援補助金700万円を計上しておりますが、これは、町内事業者が実施する様々な感染防止対策やオンライン取引等売上げ促進策のほか、リモートワーク、オンライン会議導入等に係る経費の一部について補助するものであります。

一方、歳入予算では、第14款国庫支出金として、さきに説明した新型コロナウイルス対応臨時交付金（事業者支援分）及び第19款繰越金として、前年度繰越金を計上いたしております。

なお、今回の補正予算によりまして、歳入歳出予算総額は48億4,620万3,000円となるところであります。

説明は以上です。

議 長（堀 格） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第50号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてを採決します。  
この採決は、挙手により行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、同意第4号、副町長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 本件でこちらからの最後の御提案となりましたが、私にとりまして、今議会の最重要課題の一つと認識しております。

多くの町民の皆様に信任を得、町長に就任させていただいた私が様々な政

策を着実に進めていく上で鍵となる、私をサポートしていただく副町長を選ぶという重要な案件であります。

この副町長人事に関しましては、私のことをよく理解していただいている方を選ぶ、県の御関係者との人脈が豊富な方を探す、公募するなど、多くの選択肢が存在しておりますし、それも頭に置きながら考えてきた次第でございます。

着任後50日ほどたち、行政未経験の私も、役場の中で多くの職員の方々と接し、また、その組織や業務の内容を教えていただく中で、私なりに感じ、考え、また理解してまいりました。

その中で、大切にすべきと考えております1点目は、行政は住民生活の基礎的なインフラとして暮らしを支えているということです。この基礎を揺るがすことなく、安定的に行政サービスを提供し続ける責務があり、これが暮らしの安心安全につながるということです。

そして、2点目に、改めて認識することが大切だと感じているものは、ここ川西町はコンパクトな自治体であり、行政も少人数の職員が力を合わせて町行政を進めているという事実です。これから私が町政を進めていくに当たりましても、この川西町の特徴をよく理解し、生かし、また、この制約をよく理解して工夫していくことが必要であると考えております。また、川西町におきましては、このコンパクトさと共存してきたノウハウや知恵があると感じているところでございます。

また、3点目に、役場内部ではなく外部から着任した私が、川西町にとって有意義な変化をつくっていくためには、これまでの歴史や経緯、現在の状況をよく理解した上で取り組んでいくことが必要であると感じています。そうすることが、スムーズにスピード感を持って進めていくためにも有効であると考えております。

このような認識を持つ中で、私なりに考え、また多くの方々に御意見も伺いながら、今のベストであると結論に至ったのが、現副町長に引き続きお願いをするというものであります。

副町長は、ただひたすら町長の政策のみ、町長の言うことを聞いて、その実行をするのではなく、行財政の制約や過去の実例なども踏まえ、時には苦言を呈したり、代替案や複数の選択肢を示すなど、政策を適切に実行する実務的能力、政策を収れんする力が求められるものであります。

森田氏は、その技量をお持ちの方であると感じております。また、川西町の役場の中で長らく職員として行政経験を積まれ、また、職員の信頼が厚く、庁内にも幅広い人脈をお持ちの方、また、これまでの川西町における歴史や経緯、そして現状を理解されている方は、森田副町長を差し置いてはいないと感じました。

また、副町長にどなたがふさわしいかということについて様々な方に御意見を伺う中で、選挙期間中に私を支援していただいた方々、また、その立場

でなかった方々からも、副町長としては森田氏が適任という声を伺っております。その背景は様々でありましょうが、町長のみならず副町長の交代で町の事務方組織が大きく揺らぎ、町行政が停滞することのないよう、そして、何よりも町行政に熟知した方が必要との考えだと推察するところでもありますし、これは、私が着任後感じ、理解してきたものと一致しているところがございます。

私は、町長就任に当たり、川西町の暮らしをよりよくする、未来世代に誇りを持って引き継ぐことができる川西町をつくっていくと申し上げました。これを着実に実行する、また、町行政を滞らせることなく、円滑かつ安定的に進めることが私の一番の願いであります。

そのために、森田副町長にぜひとも改めて副町長に就任いただきたく、議員各位の御賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第でございます。私からの説明は以上であります。

議長（堀 格） 説明が終わりました。

慣例により、森田政美副町長に退席を求めます。

（森田政美君 退席）

議長（堀 格） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号について、質疑を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、同意第4号は、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

6番 安井知子議員。

6番議員（安井知子） 反対の討論をいたします。

8年前、私は竹村前町長に、副町長として森田氏を推薦いたしました。その責任上、今回は反対討論をいたします。

1、森田副町長の任命者である前町長が退任されたのですから、当然退任すべき。「忠臣二君に仕えず」です。どちらもまた特別職で、前例を重視すべきと思います。

2、新町長は、古い政治を捨て去るとき、前例主義にとらわれないと明言されていますが、新町長の政策4本の柱は、全て前町長のコピーであります。その上、人事権を持った森田氏の再任は、旧体制の維持・継続にほかならないと思います。

3、災害時、役場に駆けつけるのに名張から1時間以上かかります。峠越えがあり、また、土砂崩れの多い可能性大です。到着できない可能性も大です。町長、副町長ともに町外に住んでいては、川西町の防災の指揮系統が不安です。

重ねた上にも対策を練るべきときに、何を考えておられるのか。事が起こってからでは遅いのですよ。

反対討論を終わります。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。

7 番 福西広理議員。

7 番議員（福西広理） 7 番 福西広理でございます。それでは、同意第 4 号、副町長の選任について、賛成の立場で討論を行います。

今回、副町長に指名されておられます森田政美様は、町長の提案説明のとおりに、長きにわたりまして川西町の行政運営に御尽力をいただいております、また、副町長としての責務を全うしてこられました。

今回、小澤晃広新町長が就任され、民間の力を活用した新たな行政改革に取り組んでいかれるということに期待をするところではございますが、これらの行政改革の実現のためには、小澤新町長のリーダーシップはもとより、本町職員の協力なくしては実現できないことだと考えます。

町政運営や人事に精通しておられる森田政美様には、引き続き副町長として、民間企業出身の小澤新町長をサポートいただき、円滑な行政運営、そして川西町の発展に寄与していただけるものと判断し、本同意案件には賛成するものとし、私の賛成討論を終結いたします。

議長（堀 格） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（堀 格） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

同意第 4 号、副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

副町長に森田政美氏を選任することに同意の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（堀 格） 賛成多数であります。よって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

森田政美副町長が自席に着席いたしますので、しばらくお待ちください。

（森田政美君 入場）

議長（堀 格） ただいま御同意いただきました森田政美副町長より、挨拶を受けることにいたします。

副町長。

副町長（森田政美） ただいま、私の副町長再任に際しまして御同意を賜り、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回、町長からこのようなお話をいただいたとき、私でよろしいのか、正直、悩みました。いろんな方にも御相談させていただきました。おおむね肯定的なお話をいただきましたことと、何よりも町長から「一緒に川西町をもっともっと住みよい町に、いい町にしていきたいと思います」と言われ、私でも少

しはお役に立てるのかなと思い、決断に至りました。

もとより微力ではございますが、精いっぱい努めさせていただく所存でございますので、議員各位におかれましては、ますますの御指導を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

議 長（堀 格） 森田副町長には、町政発展のために一層の御尽力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、追加日程第3、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番 芝 和也です。中島正澄議員、福山臣尾議員、阪本学議員の賛同を得まして提出いたしました本意見書案は、御承知のとおり、県の議長会から依頼のあったものでありまして、コロナ対応における自治体税財源の確保を求めるものであります。

いまだ収束の見えないコロナ感染であります、既に次の第6波が危惧される状況も生まれてきておりますので、今後も相当の対策が求められる問題でありますので、手を緩めずに取り組まなければならないことは言うまでもありません。

ただ、この間の対応において、対策に充てる財源を自治体固有の基幹税に当たる固定資産税等の活用が図られてまいりましたので、応分の交付金算入はあるにせよ、こうした措置は、本来国において実施されてしかるべきものにほかなりません。策として、国と地方を問わず、今後も講じるべき取組が必要であることは言うまでもありませんが、それらを実施する上でも、地方税財源をきちんと確保した上で、必要な手だてとして有効に活用することこそ、本来の務めと心得ますので、今後は、地方税財源の本体に影響するこれまでのような特例は設けず、すべからく国において対処していただくことを求めるものであります。

議員各位におかれましては、賢明なる御判断をいただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議 長（堀 格） 提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

発議第3号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(堀 格) 賛成多数であります。よって、発議第3号は、原案のとおり採択されました。

次に、追加日程第4、発議第4号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員(芝 和也) それでは、今般、中嶋正澄議員、松村定則議員の賛同を得まして提出をいたしました、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書について御説明申し上げます。

事は、沖縄防衛局が新基地の海域埋立てのための土砂を沖縄本島南部からも採取しようと計画している問題に関してであります。

皆さん御承知のとおり、沖縄本島の南部地域一帯は、さきの沖縄戦で多くの将兵や住民の皆さんが戦火に倒れられ、いまだに多数の遺骨が埋まったままの地域でありまして、ボランティアによる遺骨収集が行われています。沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も例外なく採取予定地に含まれているというのが本計画の現状であります。

この地は、戦後、魂魄の塔をはじめ、慰霊のための塔が次々と建てられ、1967年11月には、奈良県出身戦没者の慰霊として大和の塔も建立され、本町出身の4名を含め、奈良県出身591名をはじめとする沖縄戦で犠牲となられた24万1,632名の2人に1人以上が眠っておられる場所にほかなりません。

こうした国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋立てに使うということは、戦没者御遺族の思いを冒瀆し、一度ならずも二度も殺されるようなものでありまして、ご遺族の悲嘆は計り知れません。

また、当時国が御遺族のもとに遺骨の代わりに届けたのが、骨つぼに納められた戦没地の石や土砂であったことから、その土砂を埋立てに使う行為は、過去に行った御遺族に対する慰霊行為を自ら否定することにほかなりません。これは、基地建設の賛否の問題とは全く違ひまして、まさに単純に人道の問題そのものにほかなりません。

本町議会といたしましても、犠牲となられた皆さんの安らかなる御霊をご遺族とともに祈りしながら、人道にもとる今般の土砂採取地は計画から外

し、埋立てに使用しないこと、並びに法律にのっとり、国の責任で戦没者の遺骨収集を実施することを要請するものであります。

議員の皆さんにおかれましては、賢明なる御判断をいただき、御議決くださいますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（堀 格） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第4号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野新基地建設の埋め立て等に使用しないことを求める意見書を採決します。

この採決は、挙手により行います。

発議第4号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（堀 格） 賛成多数であります。よって、発議第4号は、原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生文教委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、先ほどの常任委員会委員長の要望もありましたとおり、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（堀 格） 異議なしと認めます。よって、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ、議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想さ



れるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見、御要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りますようお願い申し上げます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長（小澤晃広） 令和3年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

町長就任後、初の議会でありましたが、提出いたしました各議案につきましては、終始熱心に御審議賜り、全議案について御議決、御承認いただきましたこと、深く感謝申し上げます。

本会議並びに各委員会の審議過程でいただきました様々な御意見、御提言につきましては真摯に受け止め、今後の町政に反映するよう努めてまいりたく存じます。

議員皆様には、日頃より町政発展のため御尽力いただきしており、感謝申し上げますとともに、引き続きの御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の状況につきましては、新規感染者数も減少傾向にあり、緊急事態宣言を出されている都道府県につきましても、今月末をもって解除の方向で検討されているようにお聞きしておりますが、重症者数、病床の使用率などに関しまして、依然予断を許さない地域も散見されております。

本町におきましても、引き続き、感染防止対策の徹底、コロナワクチンの接種推進、その他所要の支援措置につきまして取り組んでまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、重ね重ねのお願いとなりますが、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての私の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（堀 格） これをもちまして、令和3年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

（午前11時20分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月24日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第3号	川西町手数料条例等の一部改正する専決処分について	9月24日	原案承認
認定第1号	令和2年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月24日	原案認定
認定第2号	令和2年度川西町水道事業会計決算について	9月24日	原案認定
認定第3号	令和2年度川西町下水道事業会計決算について	9月24日	原案認定
議案第44号	令和3年度川西町一般会計補正予算について	9月24日	原案可決
議案第45号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月24日	原案可決
議案第46号	令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月24日	原案可決
議案第47号	令和3年度下水道事業会計補正予算について	9月24日	原案可決
議案第48号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月24日	原案可決
議案第49号	山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について	9月24日	原案可決
議案第50号	令和3年度川西町一般会計補正予算について	9月24日	原案可決
選任第3号	常任委員会委員の選任について	9月9日	原案可決
選任第4号	特別委員会委員の選任について	9月9日	原案可決
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月9日	原案推薦
同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について	9月9日	原案同意
同意第4号	副町長の選任について	9月24日	原案同意
発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書	9月24日	原案採択
発議第4号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しない事を求める意見書	9月24日	原案採択